

大規模事業所への温室効果ガス排出総量 削減義務と排出量取引制度（概要）



2025年5月現在
東京都環境局

目 次

1. 統括管理者・技術管理者の選任・・・スライド3

2. 総量削減義務と排出量取引制度・・・スライド6

- 制度の概要スライド 7
- 制度の対象スライド12
- 総量削減義務スライド25
- 義務履行手段スライド46
- 排出量取引スライド54
- 計画書の提出と公表.....スライド73

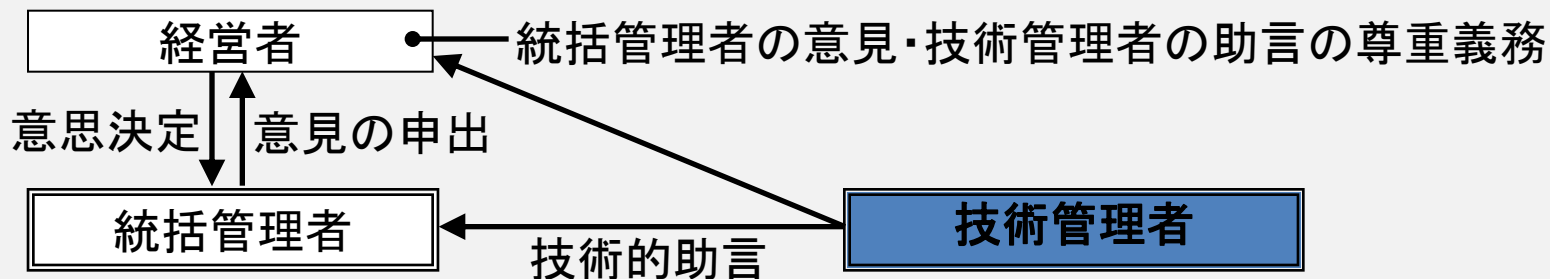
3. お知らせスライド80

An aerial photograph of a city skyline, likely Tokyo, showing a dense cluster of skyscrapers and buildings. In the foreground, a large, lush green park with many trees and a small pond is visible. The text "1. 統括管理者・技術管理者の選任" is overlaid on the image in a bold, black font.

1. 統括管理者・技術管理者の選任

1. 統括管理者・技術管理者の選任 ～要件～

指定地球温暖化対策事業所では、事業所ごとに、統括管理者・技術管理者を選任しなければならない。



■ 統括管理者の要件

次に示す要件の全てに該当すること

- ① 地球温暖化対策に係る業務を統括する部署に所属し、地球温暖化対策の実施に関する決定の権限及び責任を有すること
- ② 東京都の定める講習会を修了すること(※)

■ 技術管理者の要件

次に示す要件の全てに該当すること

- ① 都が定める資格のいずれかを有すること
- ② 省エネルギー診断を実施する能力を有すること
- ③ 東京都の定める講習会を修了すること(※)

● 都が定める資格

エネルギー管理士、一級建築士、
一級建築施工管理技士、
一級電気工事施工管理技士、
一級管工事施工管理技士、建築設備士、
技術士(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境、
総合技術監理(建設、電気電子、機械、衛生工学、環境))

※例外あり

・外部委託可。ただし、兼任する場合は**5事業所以下**であることを要する。

1. 統括管理者・技術管理者の選任 ~講習会の受講~

●講習会の受講義務・受講任意について

受講義務のあるケース

第2期以降
新たに指定・
指定相当
となる事業所

右を選任

統括管理者の経験なし

受講任意のケース

第1期中
から指定
の事業所

右を選任

統括管理者の経験なし
制度の理解に努める

受講任意のケース

第2期以降
新たに指定・
指定相当
となる事業所

右を選任

別の
事業所

統括管理者の経験あり

2. 総量削減義務と排出量取引制度

- 制度の概要
- 制度の対象
- 総量削減義務
- 義務履行手段
- 排出量取引
- 計画書の提出と公表

2. 総量削減義務と排出量取引制度

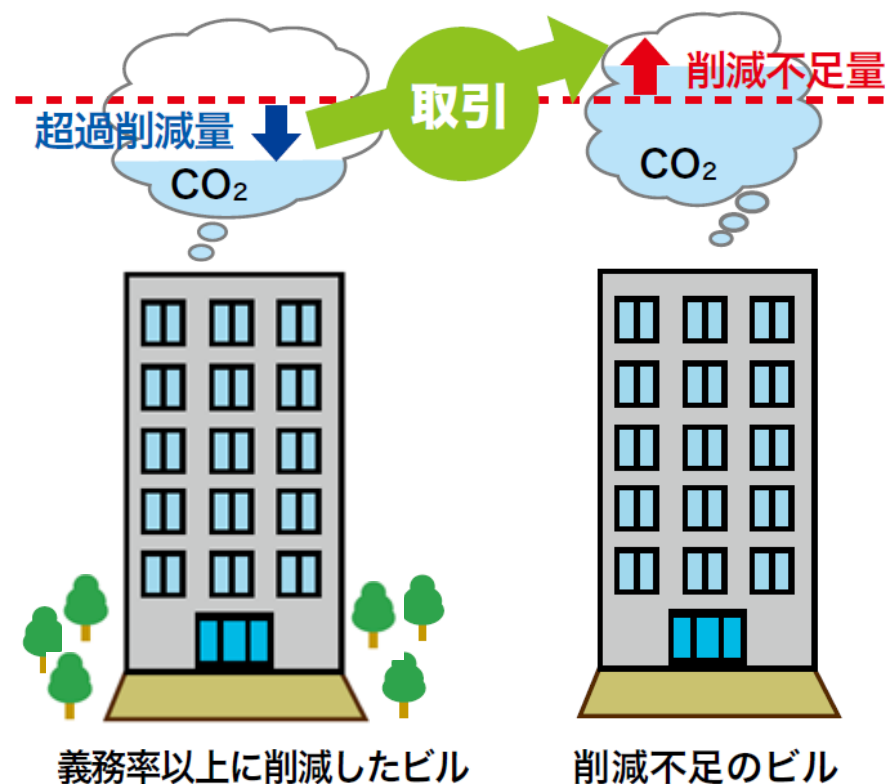
■制度の概要

2-1. 制度概要	スライド 8
2-2. 削減計画期間	スライド 9
2-3. 2020年以降の取組イメージ	スライド10

2-1. 制度概要

- ・ オフィスビル等を対象とする世界初の都市型のキャップ&トレード制度
- ・ 高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進
- ・ 自らの削減対策に加え、排出量取引での削減量の調達により、合理的に対策を推進することができる仕組み
- ・ 大規模事業所間の取引に加えて、各種クレジットの活用が可能

排出量取引のイメージ



2-2. 削減計画期間

■削減計画期間:5年間

2010年度以降、5年度ごとの期間

■総量削減義務の履行期限

計画期間終了後、1年6か月間の整理期間の末日が、
履行期限となる。

※ 削減義務量及び年度排出量の確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる。

第1計画期間

計画期間

整理期間

履行期限 (2016年9月末)

2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第2計画期間

計画期間

整理期間

履行期限 (2022年1月末)

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

第3計画期間

計画期間

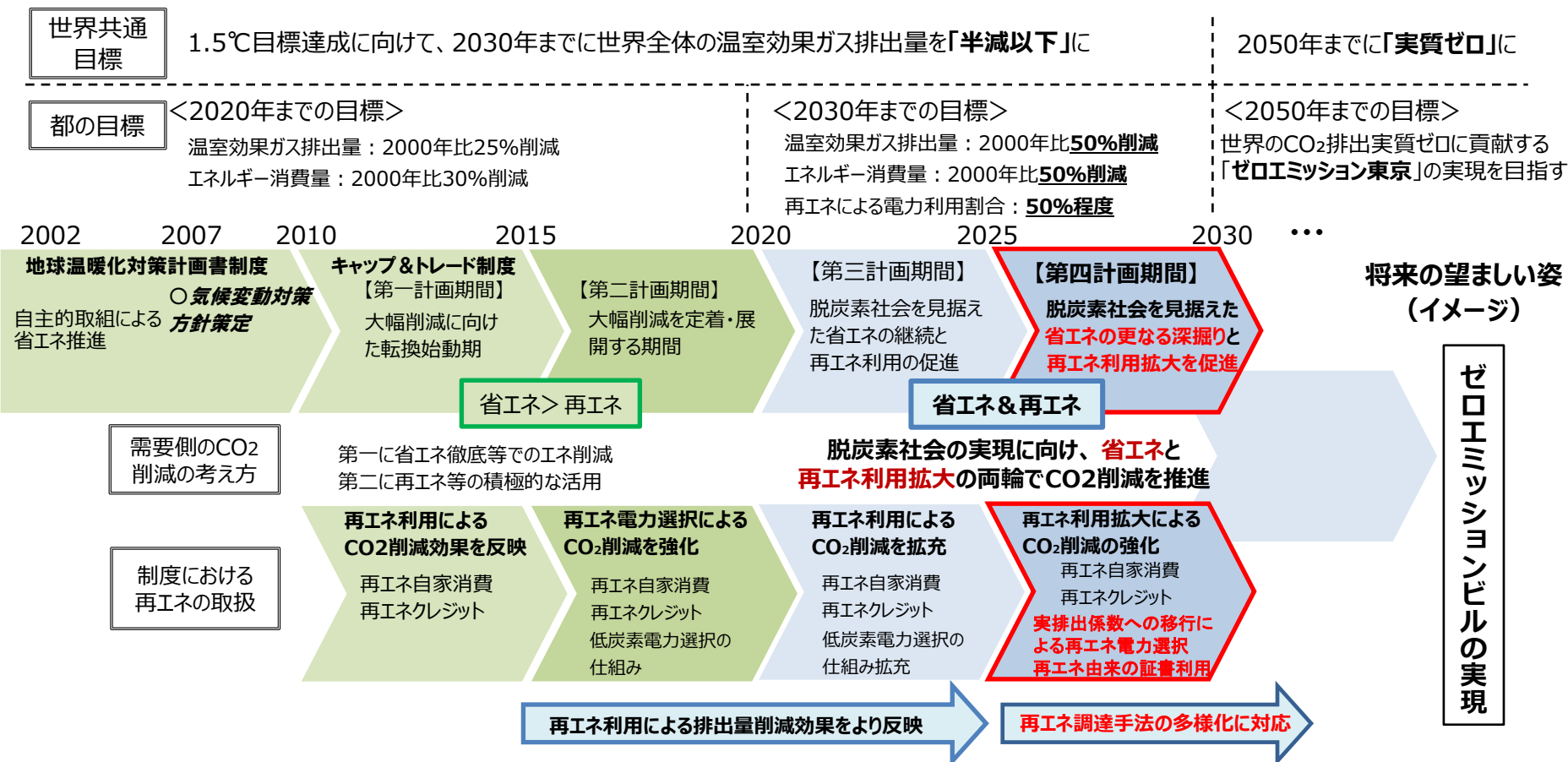
整理期間

履行期限
(2026年9月末)

2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

2-3. 2020年度以降の取組イメージ (第3、第4計画期間)

●「キャップ&トレード制度の取組イメージ」





本資料は**主に第三計画期間**の制度の内容となります。

第四計画期間の具体的な改正内容については、以下のURLにてご確認ください。

【「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく気候変動対策に係る主な制度の2025年度からの取組」について】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/overview/4th_overview/outline/

【第四計画期間に適用する改正事項等説明会】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/meeting/r6/yonki_kaisei/

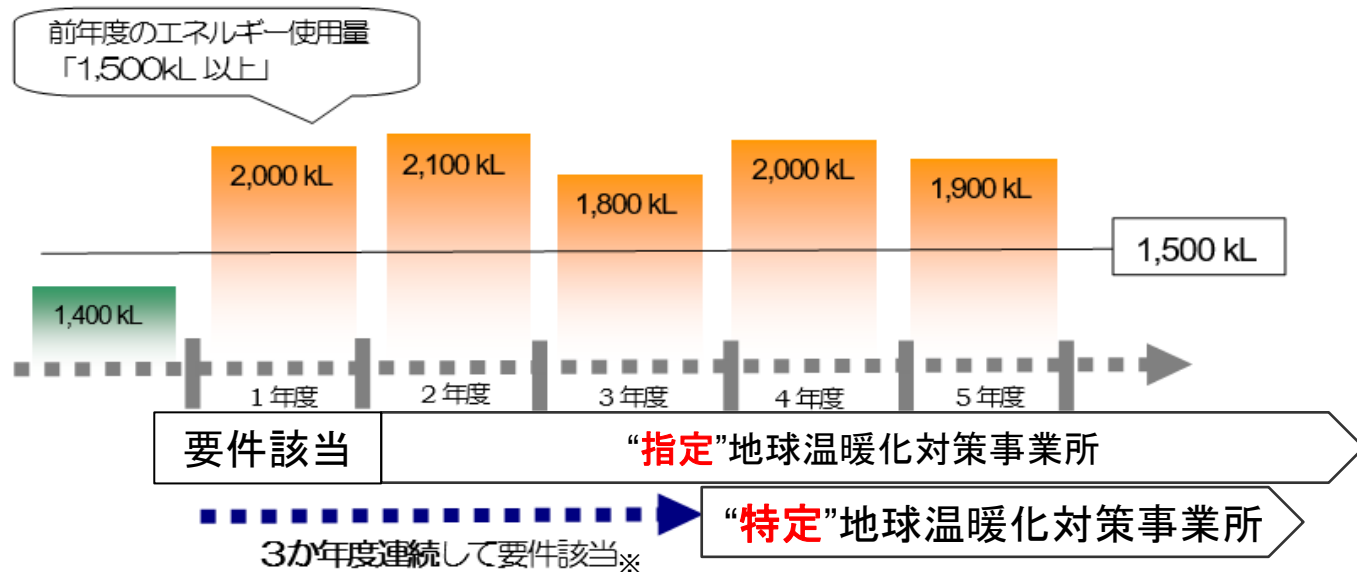
2. 総量削減義務と排出量取引制度

■制度の対象

2-4. 対象となる事業所	スライド13
2-5. 事業所範囲	スライド16
2-6. 義務対象者	スライド19
2-7. 対象となる温室効果ガス	スライド20
2-8. 算定対象から除く排出活動	スライド21
2-9. 算定対象から除くことができる排出活動	スライド22
2-10. 事業所の指定取消し	スライド23

2-4. 対象となる事業所 ～要件～

分類	要件
指定 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
特定 地球温暖化対策事業所	3か年度(年度の途中から使用開始された年度を除く。)連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所
指定相当 地球温暖化対策事業所	前年度の燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所で中小企業等が1/2以上所有している事業所



2-4. 対象となる事業所 ～義務となる事項～

分類	位置付け	義務となる事項
指定地球温暖化対策事業所	地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所	- 前年度の原油換算エネルギー使用量、特定温室効果ガス排出量の算定(検証が必須) - 前年度のその他ガス排出量の算定(検証不要) - 削減目標と削減計画の設定
		統括管理者・技術管理者の選任
		テナント事業者との協力推進体制の整備
		上記を記した計画書の提出・公表
特定地球温暖化対策事業所	特定温室効果ガス排出量の削減義務が課される事業所	上記「指定地球温暖化対策事業所」の義務となる事項
		特定温室効果ガス排出量の削減義務
		自らの事業所における削減
		削減義務量不足分の取引による調達(再生可能エネルギーの活用、他の事業所の削減量の調達ほか)
		基準排出量の申請

指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準じて計画書の提出・公表等が必要

ただし、前年度の特定温室効果ガス排出量の検証は不要

2-4. 対象となる事業所

～指定相当地球温暖化対策事業所～

- ・中小企業等が1/2以上所有する大規模事業所は削減義務対象外
(指定相当地球温暖化対策事業所に該当)
- ・ただし、計画書の提出・公表等が必要(検証は不要)

中小企業等の定義

- ・①～⑥のいずれかに該当する事業者

※毎年度末時点の状況で判断

- ①中小企業基本法に定める中小企業者
(大企業等が1/2以上出資などの場合を除く。)
- ②協業組合等
- ③事業協同組合等
- ④商店街振興組合等
- ⑤生活衛生同業組合等
- ⑥個人

【注意】

国や地方公共団体、医療法人、
学校法人、宗教法人、
特定目的会社、一般財団法人、
公益財団法人、特定非営利活動
法人、外国会社などは、
中小企業者には含まれない。

2-5. 事業所範囲 ～事業所範囲のとりえ方～

基本的には、建物、施設単位（住居は除く。）とし、下記の事業所は、複数の建物等をまとめて一つの事業所とみなす。

- (1) エネルギー供給事業者からの受電点やガス供給点が同一の場合
- (2) 共通の所有者が存在する建物等が隣接・近接している場合※

※① 建物と建物が近隣の場合

主たる使用者が同一である場合に限る。

② 建物と施設（平面駐車場・駐輪場を除く。）が近隣の場合

建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者が同一である場合に限る。

③ 建物と平面駐車場・駐輪場が近隣の場合

平面駐車場・駐輪場の利用状況等を踏まえ、建物との機能的一体性があると都が認める場合に限る。

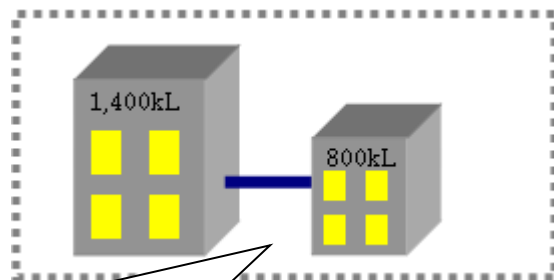
④ 施設と施設が近隣の場合

共通する所有者が存在すれば一つの事業所とみなす。

2-5. 事業所範囲

～一つの事業所とみなす例～

(1) エネルギー管理の連動性がある場合

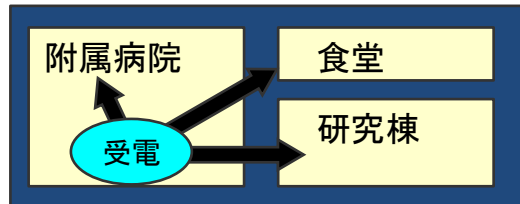


エネルギー管理の連動性がある場合、合計で1,500kL以上であれば指定地球温暖化対策事業所とみなす。

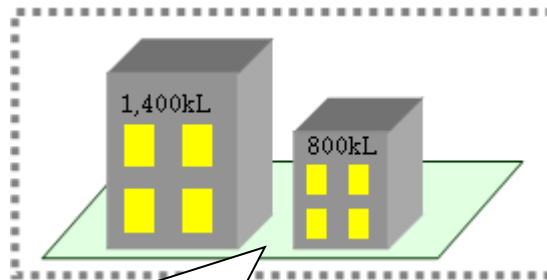
※エネルギー管理の連動性

- ① 受電点など、エネルギー供給事業者からのエネルギー供給を受ける地点が同一である。
- ② 熱供給施設で導管を連結している。

【例】



(2) 事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『隣接』する場合

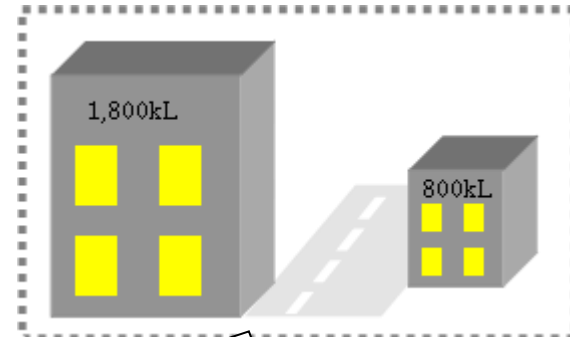


合計で1,500kL以上であれば、指定地球温暖化対策事業所とみなす。

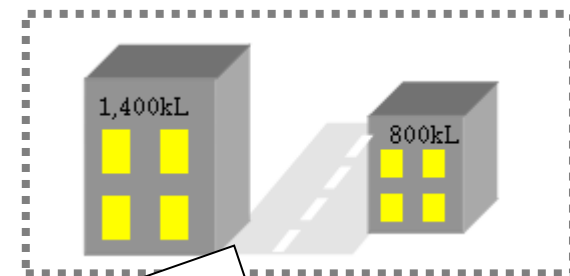
※『隣接』と『近接』の違い

建物等又はそれに付属する周囲の土地が、間に他の建物等、道路、水路を挟まずに接している場合を『隣接』、挟んでいれば『近接』とする。

(3) 事業者が近隣に建物を所有する場合で、建物が『近接』する場合



1,500kL以上の核となる建物等があるため、指定地球温暖化対策事業所となる(2棟合わせて一つの事業所とみなす)。



1,500kL以上の核となる建物等がないため、指定地球温暖化対策事業所とはならない。

2-5. 事業所範囲 ～事業所区域の変更～

■ 事業所区域の変更とは（特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP32）

次のア又はイの要件を満たした場合、指定地球温暖化対策事業所の指定時に定めた事業所区域の変更を申請することができる。

ア. 事業所分割

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により、一つの建物等とみなされる建物等の数が減少した場合、申請により事業所区域を変更することができる（任意申請）。

イ. 事業所統合

エネルギー管理の連動性又は所有の状況などの変更により、一つの建物等とみなされる建物等の数が増加（増加する建物等が指定地球温暖化対策事業所である場合に限る。）した場合、申請により事業所区域を変更することができる（任意申請）。

※事業所区域の変更に伴い、変更前の対象事業所は指定を取り消され、変更後の事業所が新たに指定地球温暖化対策事業所の指定を受けることになる。

2-6. 義務対象者

■対象となる事業所の所有者（原則）

■所有者に代わって、又は所有者等と共同で義務を負うことが可能な事業者

- ・ 大規模設備改修を実施する権限を有している事業者
- ・ 区分所有物件における管理組合法人
- ・ 信託物件における受益者（特定目的会社、合同会社、投資法人などを含む。）
- ・ 投資法人、特定目的会社等の所有物件について管理処分業務等の委託を受けた者
- ・ 信託物件について指図の権限の委託を受けた者
- ・ PFI事業における選定事業者
- ・ 特定テナント等事業者 ☆
- ・ 事業所の排出量の5割以上を排出しているテナント事業者 ☆
- ・ 複数のテナント事業者（事業所の排出量の1割以上を排出している者に限る。）が合計で事業所の排出量の5割以上を排出している場合の、その複数のテナント事業者 ☆
- ・ 事業所の住居専有部及び共用部のみを所有する者（事業所の敷地内にあるマンションの区分所有者等）☆

「☆」を付けた者は、所有者等と共同の義務者となる場合に限る。

2-7. 対象となる温室効果ガス

(1) 特定温室効果ガス	エネルギー起源CO ₂	報告の対象	削減義務あり
(2) その他ガス	① 非エネルギー起源CO ₂		削減義務なし
	② CO ₂ 以外のガス (CH ₄ , N ₂ O, HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃)		
	③ 水の使用、下水への排水		

※その他ガス削減量は、その事業所の削減義務には利用可能（取引は不可）

◆ 温室効果ガス排出量算定のためのCO₂排出係数

(1) 特定温室効果ガスの排出係数

電気：0.489 [t-CO₂/千kWh]，熱：0.060 [t-CO₂ /GJ]

※第1計画期間は電気：0.382、熱：0.052 第2計画期間～第3計画期間は同じ値を継続

(2) その他ガスの排出係数

① 非エネルギー起源CO₂

② CO₂以外のガス

→ **その他ガス排出量算定ガイドラインP7,20参照※**

※第2計画期間～第3計画期間は同じ値を継続

③ 水の使用、下水への排水

→ **直近の実績値に基づく排出係数に変更する。**

排出活動の種類	第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
水の使用 [t-CO ₂ /千m ³]	0.200	0.251	0.266
下水への排水 [t-CO ₂ /千m ³]	0.450	0.439	0.400

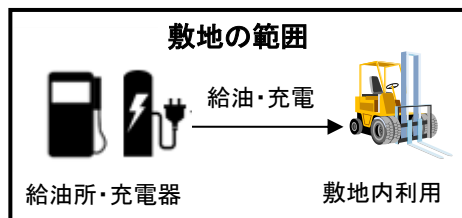
2-8. 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として算定対象から除外する。

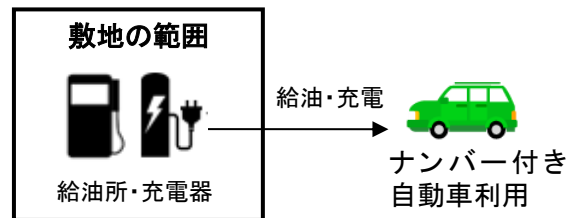
ただし、購買伝票又は取引もしくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握することが不可能な場合には算定対象に含める。

特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP42参照

- 駅において鉄道輸送と不可分な排出活動
- 住宅用途（共用部も含む）への供給
- 他事業所への熱又は電気の供給
- 事業所外で利用される移動体の供給



敷地の範囲内の給油所で給油する
敷地内利用フォークリフト等
→ 算定対象



敷地の範囲内の給油所で給油する
ナンバー付き営業車等
→ 算定対象外



2-9. 算定対象から除くことができる排出活動

特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインP43参照

- 少量排出

事業所範囲に含まれ、かつ算定対象となる活動のうち、「事業所内に供給される燃料等使用量監視点」の把握要件を満たさない排出活動は少量排出とみなし、排出量に含める必要はない。

- 工事のための燃料等の使用

購買伝票又は取引若しくは証明に使用可能な計量器により燃料等使用量を把握することができる場合に限り、排出量から除外することができる。

2-10. 事業所の指定取消し ～要件等～

- ・下表の要件に該当した場合、削減義務期間は下表に示す期間に短縮される。
 下表の要件②、③、④に該当した場合は、削減義務期間の終了年度を選択可能。
 ただし、一度選択した削減義務期間の終了年度を決定後に再変更することはできない。
 （選択した終了年度までに①に該当した場合を除く。）
- ・変更後の削減義務期間に対応した義務履行を確認後、指定取消しとなる。

要件		削減義務期間
①	事業活動の廃止又はその全部の休止	廃止又は休止があった年度の前年度まで
②	前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000 kL未満	規模縮小年度※1の前年度まで
		規模縮小年度※1まで
		規模縮小年度※1の属する削減計画期間の終了年度まで
③	原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満	3か年度の最後の年度の前年度まで
		3か年度の最後の年度まで
		3か年度の最後の年度の属する削減計画期間の終了年度まで
④	前年度に中小企業等が1/2以上所有	規模縮小年度※1の前年度まで
		規模縮小年度※1まで
		規模縮小年度※1の属する削減計画期間の終了年度まで
⑤	事業所区域の変更	変更を申請した年度の前年度まで

削減義務期間の
終了年度を選択可

削減義務期間の
終了年度を選択可

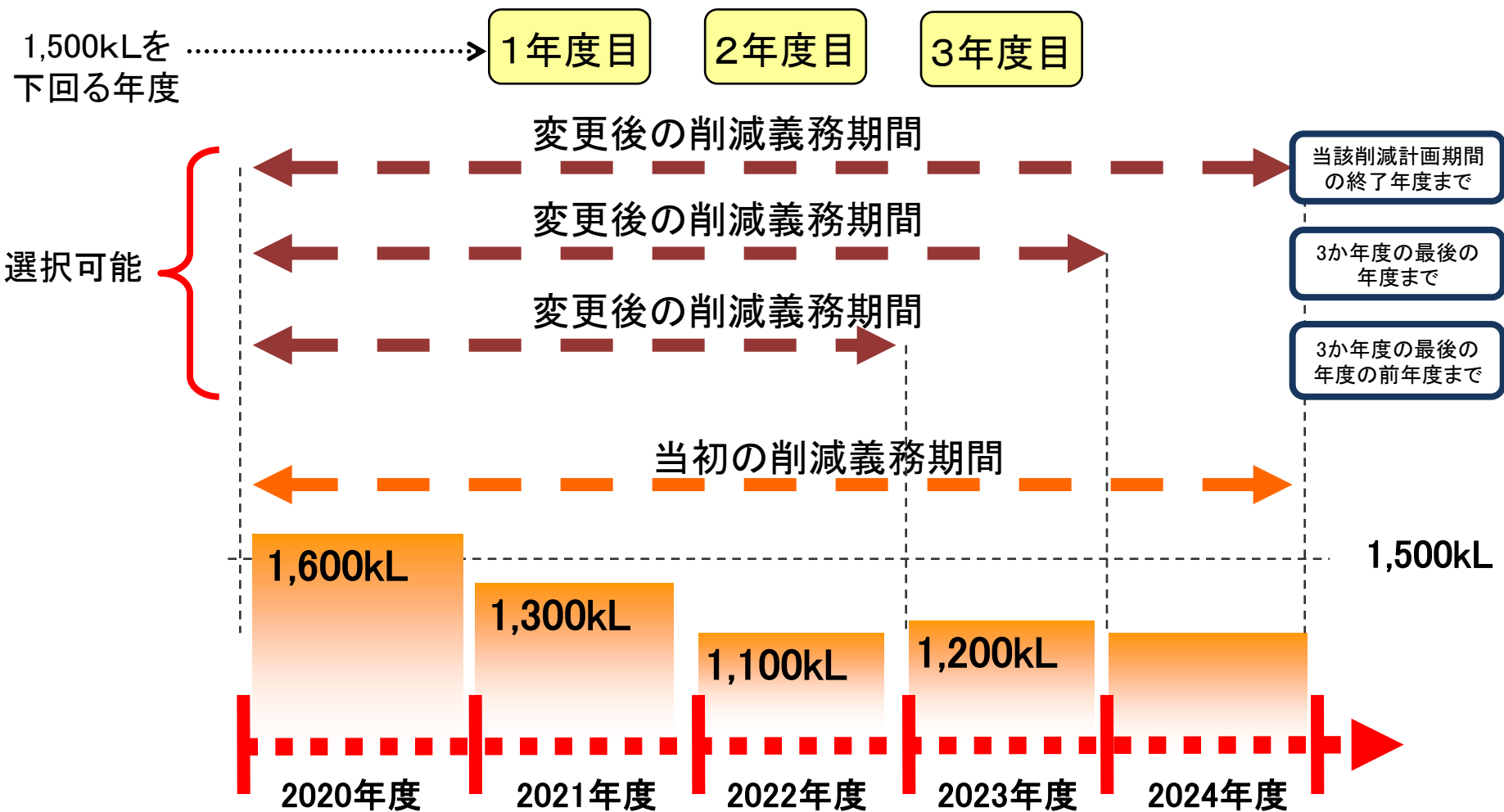
削減義務期間の
終了年度を選択可

※1 規模縮小年度とは「1000kL未満となった年度」、もしくは、「中小企業等が1/2以上所有となった年度」を指す。

2-10. 事業所の指定取消し ～指定取消しの例～

■指定取消しの例

原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500 kL未満の場合

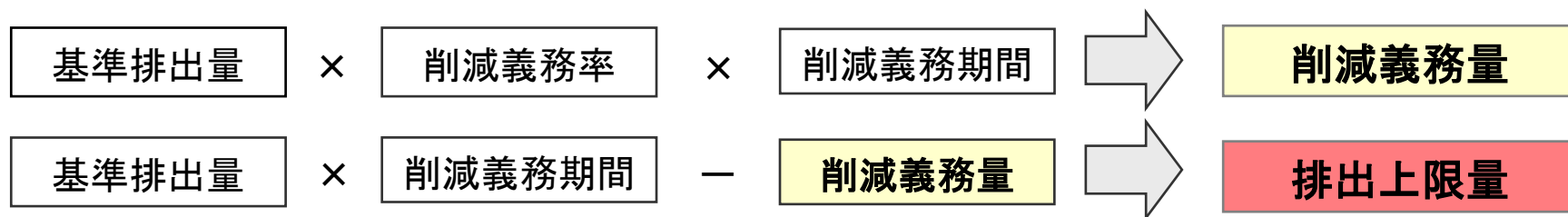


2. 総量削減義務と排出量取引制度

■総量削減義務

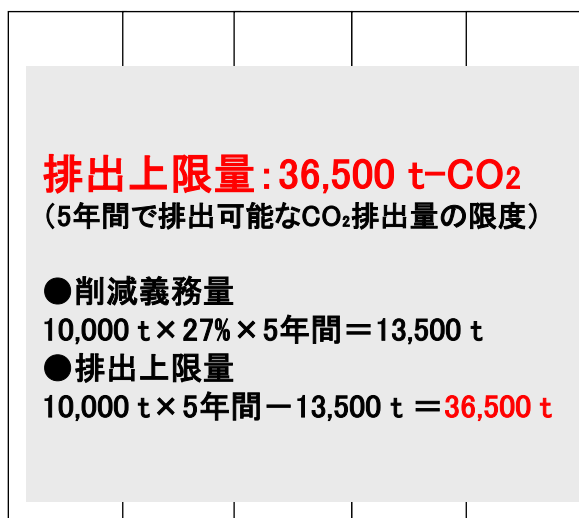
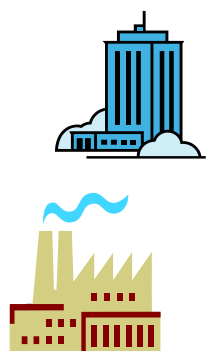
2-11. 削減義務量	スライド26
2-12. 基準排出量の算定	スライド27
2-13. 基準排出量の変更	スライド34
2-14. 削減義務率	スライド36
2-15. トップレベル事業所の削減義務率	スライド45
2-16. 医療施設に対する取扱い	スライド46

2-11. 削減義務量

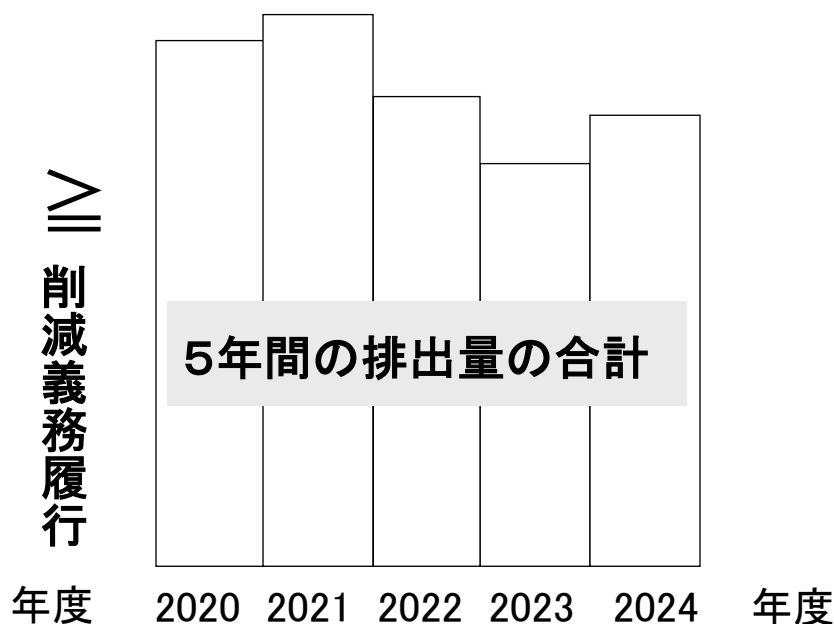


削減義務期間の排出量を、上記で定まる排出上限量以下にすることが必要

- ・「基準排出量」: 10,000t
- ・第3計画期間の削減義務率: ▲27%削減 の場合



2020 2021 2022 2023 2024
(削減義務期間: 5年間)



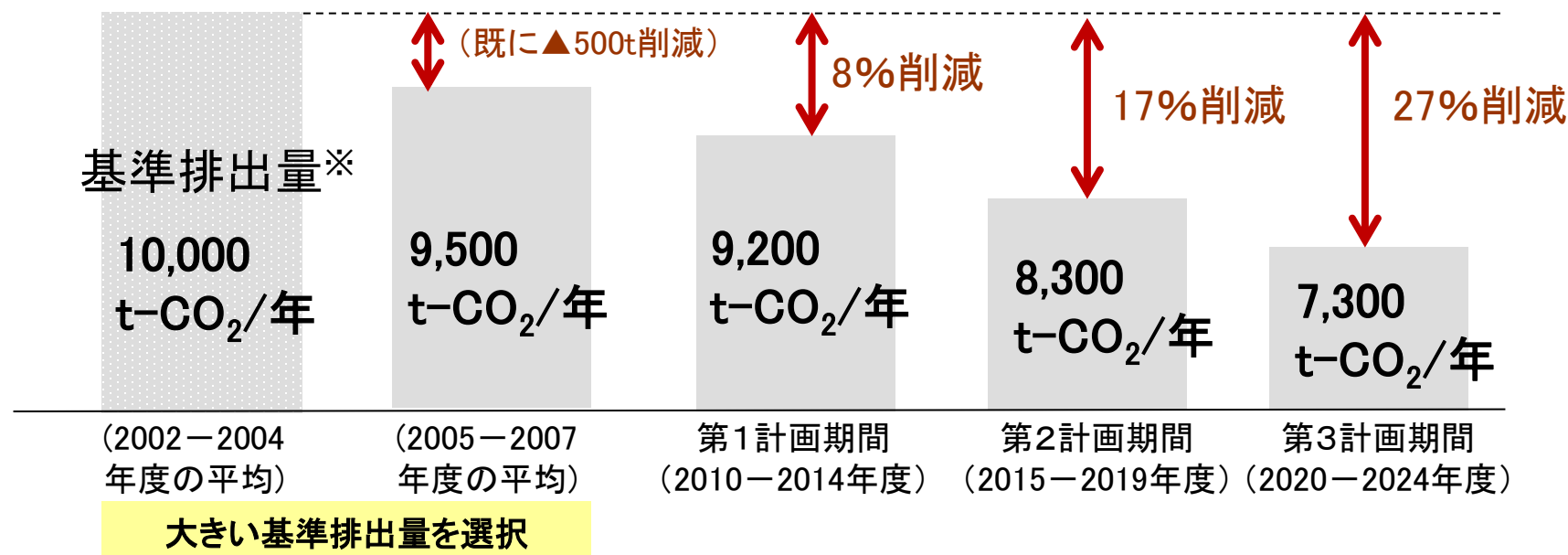
2-12. 基準排出量の算定 ～既存事業所～

制度開始当初から特定地球温暖化
対策事業所に指定されていた事業所

(原則) 2002年度から2007年度までの間のいずれか連続する3か年度の
排出量の平均値※(どの3か年度とするかは、事業者が選択可能。)

※ 3か年度のうちに、排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合については、
その年度を除く2か年度又は単年度とすることができる。

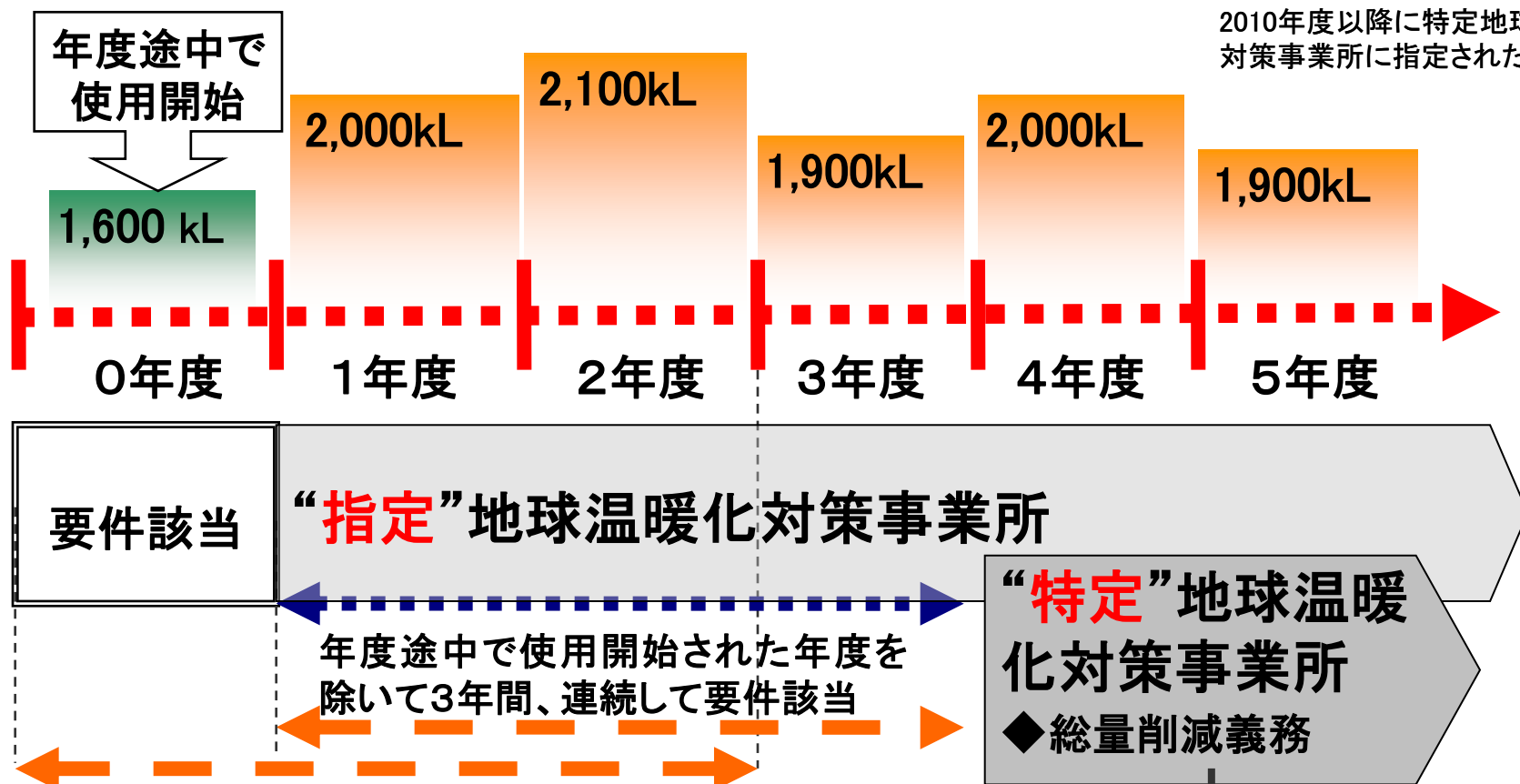
(例) 既に総量削減実績のある事業所は、より過去の年度での設定が可能



2-12. 基準排出量の算定

～新規事業所①～

2010年度以降に特定地球温暖化対策事業所に指定された事業所



過去の実績排出量を用いる場合、削減義務期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち、連続する3か年度の年間排出量の平均値を用いて算定

- ①過去の実績排出量
- ②排出標準原単位

※条件を満たした事業所は、③「過去の基準排出量」に基づく基準排出量の算定も可能
(スライド31を参照)

2-12. 基準排出量の算定

～新規事業所②～

①-1 過去の実績排出量に基づく方法を選択するための基準※1

- 実績排出量に係る全ての適用対象年度又は期間において、第一区分(業務系施設)、第二区分(産業系施設)の別に運用管理基準の全ての運用管理項目における運用管理条件を実施していること。
- 自己チェックを行い、東京都に運用管理報告書を提出。**(運用管理報告書については検証不要)**

第一区分事業所の運用管理項目(一部抜粋)

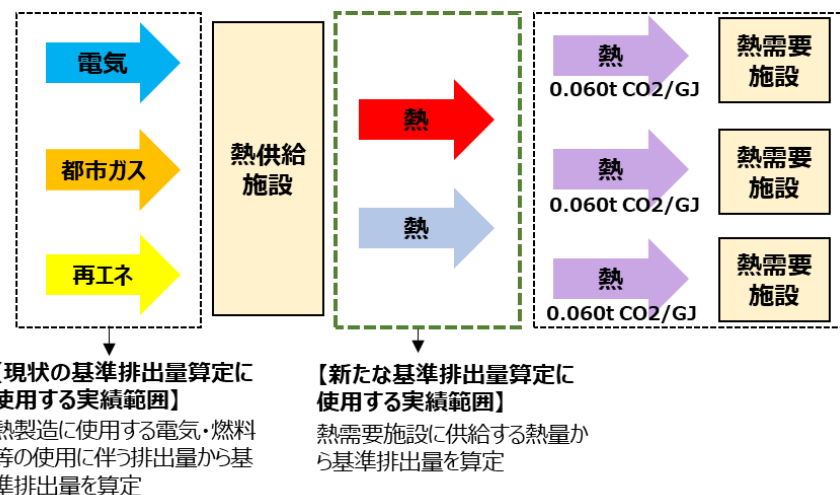
運用管理項目			運用管理条件
換気設備・空調	6	空調機器不要時の運転の防止	空調機器の起動時刻と室使用開始時刻との差が1時間以内、室使用終了時刻以前の空調機器の停止を実施
	7	過度な室内温度設定の防止	空調している室の室内温度の設定値又は実際の室内温度が、冷房時26℃以上、暖房時22℃以下とすること
設備照明電気	10	照明不要時の点灯の防止	室使用時間に合わせた照明の点灯消灯を実施すること

※1 詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P109～、「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」を参照のこと。

①-2 供給する燃料等の過去の実績に基づく方法

- 燃料、熱又は電気の供給を主たる事業とする事業所は、事業所が供給する燃料や電気・熱(冷温水・蒸気等)に燃料等の排出係数を乗じて得た量を特定温室効果ガス年度排出量に代えることができる。**(令和6年度(2024年度)から適用)**
- 運用管理報告書の提出は必要

熱供給事業所の算定イメージ



基準排出量 (t-CO2)

= 販売熱量(基準年度平均) × 他人から供給された熱の排出係数(0.060 t-CO2/GJ)

2-12. 基準排出量の算定 ～新規事業所③～

②排出標準原単位を用いた算出値※2

- 2005～2007年度の大規模事業所の排出量を基に都が設定した用途毎の「排出標準原単位」を用いて基準排出量を設定(排出活動指標(床面積の大きさ)×排出標準原単位)する。
- 用途区分(事業所における用途)は建築基準法の用途区分等との対応によるものとする。

用途区分毎の排出標準原単位

用途区分	排出活動指標 [単位]	排出標準原単位		
		第1計画期間	第2～第3計画期間	[単位]
事務所	床面積[m ²]	8 5	1 0 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
事務所(官公庁の庁舎)	床面積[m ²]	6 0	7 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
情報通信	床面積[m ²]	3 2 0	3 8 0 (データセンター 6 1 0)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
放送局	床面積[m ²]	2 1 5	2 6 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
商業	床面積[m ²]	1 3 0	1 6 0 (食品関係 2 2 5)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
宿泊	床面積[m ²]	1 5 0	1 8 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
教育	床面積[m ²]	5 0	6 0 (理系大学等 9 5)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
医療	床面積[m ²]	1 5 0	1 8 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
文化	床面積[m ²]	7 5	9 0	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
物流	床面積[m ²]	5 0	5 5 (冷蔵倉庫等 9 0)	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
駐車場	床面積[m ²]	2 0	2 5	[kg-CO ₂ /m ² ・年]
工場その他上記以外	床面積[m ²]	排出実績値の95%		

※2 詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P124～、排出標準原単位の用途区分と建築基準法の用途区分等との対応はP126～を参照のこと。

2-12. 基準排出量の算定 ～新規事業所④～

③過去の基準排出量に基づく算定方法※3

- 以下の条件を満たす、中小企業等のエネルギー使用(所有)割合が1/2以上となった事業所が、再び総量削減義務の対象となった場合は、過去に特定地球温暖化対策事業所(旧特定事業所)で決めた基準排出量を選択することができる。
- この算定方法を選択した場合の削減義務率は、総量削減義務が継続していた場合の削減義務率となる。

【条件】

- ①指定の取消し以降に他の指定取消の要件(例: 事業活動の廃止又は停止、3年連続で原油換算エネルギー使用量 1,500 kL 未満等)に該当することなく、再び特定地球温暖化対策事業所となること。
- ②旧特定事業所が廃止の届出を提出した年度の前年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに、再び特定地球温暖化対策事業所となること。

第1	第2計画期間					第3計画期間					第4
H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	計画 期間
○	●					第3計画期間以降は③の方法は選択できない					
	○	●									
		○	●								
	○	●			■	再度特定事業所となっても ③の方法は選択できない					

【凡例】

○: 指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当した年度

●: 指定相当地球温暖化対策事業所の要件該当による廃止の届出を提出した年度

■: ●以外の要件該当による廃止の届出を提出した年度

網掛け: ③の方法で基準排出量を決定できる期間(この間に再び特定地球温暖化対策事業所に指定されることが条件)

※3 詳細は「特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン」P111～を参照のこと。

2-12. 基準排出量の算定 ～標準的でない年度①～

第2期以降:「標準的でない年度」を**最大2か年度まで**除き、
2か年度平均又は**単年度**を選択可能

1.「標準的でない年度」の要件

次のア及びイのいずれも該当する年度

ア. 理由に係る要件

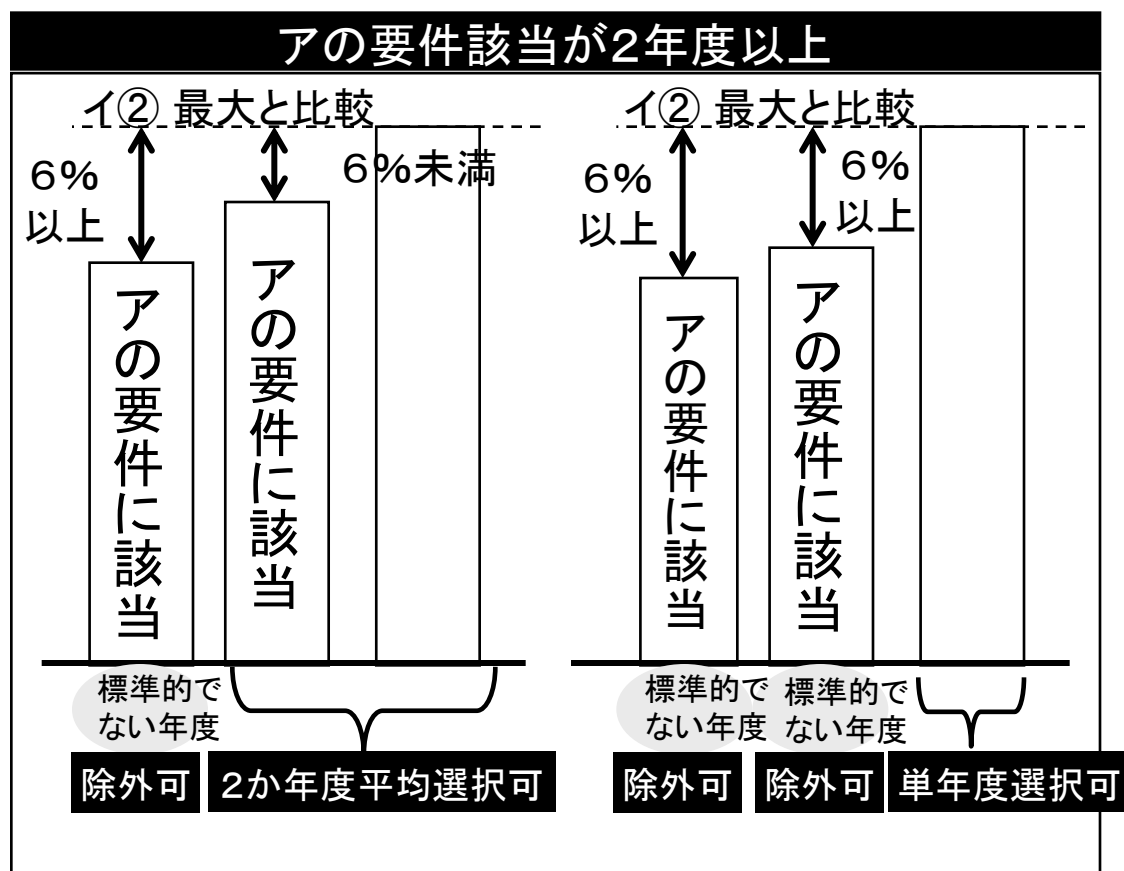
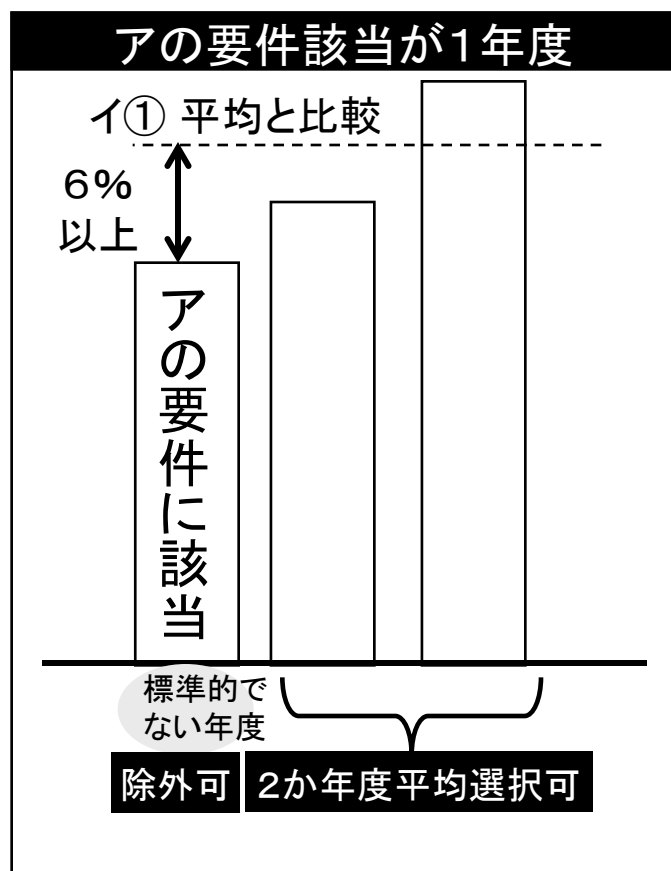
改修工事の実施により、長期間使用されない部分が相当程度ある状況 など

イ. アの理由を主な原因として、年度排出量が次のいずれかであること

- ① **アの要件に該当する年度が1年度の場合**:アの要件に該当しない2年度分の特定温室効果ガス年度排出量の平均値と比べて6%以上小さいこと
- ② **アの要件に該当する年度が2年度以上ある場合**:3年度のうち最も特定温室効果ガス年度排出量の大きい年度と比べて6%以上小さいこと

2-12. 基準排出量の算定 ～標準的でない年度②～

2. 「標準的でない年度」を最大2か年度まで除き、
2か年度平均又は単年度を選択できる場合 <イメージ>



2-13. 基準排出量の変更

算定期間内に事業所の用途、規模等に著しい変化があった場合、基準排出量を変更(増加又は減少)する仕組み(**申請義務**)

<基準排出量変更の留意点>

①算定期間の選択

【 第1計画期間 】
ア.基準年度以降

追加

【 第2計画期間 】
ア.基準年度以降
イ.前削減計画期間末
以降

※2015年3月末以降

※第2、第3計画期間では、算定期間「イ」を選択することができる

【 第3計画期間 】
ア.基準年度以降
イ.前削減計画期間末
以降

※2020年3月末以降

②対象となる変更事象

- ・床面積の増減
- ・用途変更
- ・設備の増減
- ・熱の供給先面積(熱供給事業所の場合)

※これらの要因を基に算定される増減量が、一定以上(**6%以上**)である場合に変更する必要がある。

2-13. 基準排出量の変更 ～算定期間～

ア. 基準年度以降

基準年度以降において事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更があった場合、基準年度から状況の変更を把握し、増減量を算定する

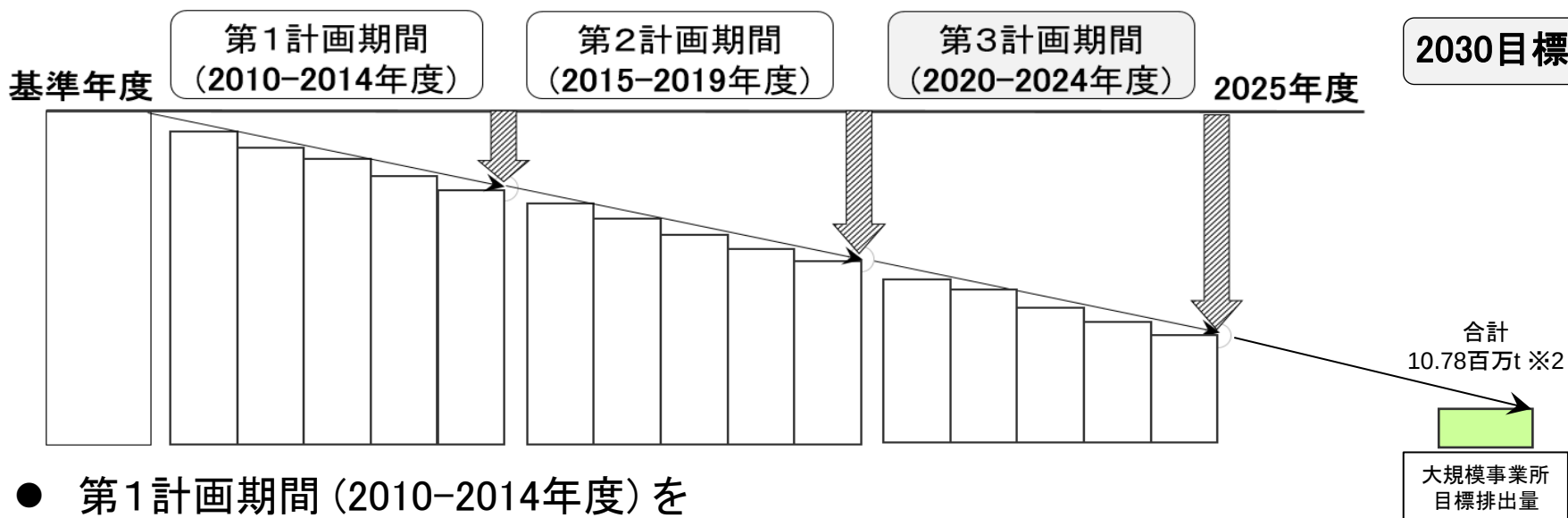
イ. 前削減計画期間末以降(※第3計画期間の場合、2020年4月以降)
第2計画期間以前から特定地球温暖化対策事業所となっている事業所に限り、第3計画期間から、2020年3月末以降の状況の変更を把握し、増減量を算定することができる。

年度	基準年度			...	第2計画期間			第3計画期間	
	H14 2002	H15 2003	H16 2004		...	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021
					特定	特定	特定	特定	特定
算定期間 ア	○	○	○	○	○	○	○	○	●
算定期間 イ	この期間は基準排出量変更量の算定対象外							○	●

○: 用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更による排出量の増減量及び変更量の算定期間

●: 基準排出量変更の要件に該当した状況の変更があった年度

2-14. 削減義務率 ～設定の考え方～



- 第1計画期間(2010-2014年度)を
「大幅削減に向けた転換始動期」と位置付け：8%又は6%の削減義務
- 第2計画期間(2015-2019年度)を
「より大幅なCO₂削減を定着・展開する期間」と位置付け：17%又は15%の削減義務
- 第3計画期間(2020-2024年度)は
都の当初「2030年目標※¹の達成」とその先の「脱炭素社会」を見据えて取組を進化させる
新たなステージとして、「省エネの継続」と「再エネの利用拡大」により、さらなる削減を推進
していくフェーズと位置付け：27%又は25%の削減義務

※1 2030年までに都内の温室効果ガス排出量を2000年比で30%削減(東京都環境基本計画より)

※2 ※1に基づく目標排出量

2-14. 削減義務率 ～区分ごとの削減義務率～

区 分			削減義務率		
			第1計画期間	第2計画期間	第3計画期間
Ⅰ	Ⅰ－１	オフィスビル等※ ¹	8%	17%	27%
	Ⅰ－２	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所※ ²	6%	15%	25%
Ⅱ		工場等※ ³	6%	15%	25%

※¹ オフィスビル、商業施設、宿泊施設等と熱供給事業所（区分Ⅰ－２に該当するものを除く）

※² 事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上（特定地球温暖化対策事業所に指定された後に、熱源機器の増減等により使用割合が変更される場合は、当該年度の地球温暖化対策計画書に「他人から供給を受けた熱の使用割合変更に関する報告書」を添えてご提出ください。）

※³ 工場、上下水施設、廃棄物処理施設など区分Ⅰ－１、 区分Ⅰ－２以外の事業所

2-14. 削減義務率 ～区分の決定方法①～

■削減義務率の適用区分の決定及び変更の時期

①基準排出量を決定するとき、②トップレベル事業所の認定申請を行うため、基準排出量の決定の前に、あらかじめ区分を決定する必要があるとき、③基準排出量を変更するとき

■複合用途の事業所における区分の判断基準

・下表の基準期間において、区分Ⅰの用途における原油換算エネルギー使用量の合計が、事業所全体の原油換算エネルギー使用量に占める比率が50%を超えている場合、区分Ⅰとする。

※ただし、用途ごとの床面積の比率を、原油換算エネルギー使用量の比率とみなすことができる。

決定又は変更の時期	基準排出量の算定方法	基準期間
基準排出量を決定するとき	特定温室効果ガス年度排出量の平均の量	平均の量の算定の対象となった全ての年度
	排出活動指標値に排出標準原単位を乗じて得た量	削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで(用途ごとの床面積の比率で区分を決定する場合は、削減義務期間の開始前年度末時点)
	指定相当地球温暖化対策事業所の要件に該当し指定の取消しを受けた事業所(旧特定地球温暖化対策事業所)が再び特定地球温暖化対策事業所となったときに選択した旧特定地球温暖化対策事業所の基準排出量	再び特定地球温暖化対策事業所となったときの削減義務期間の開始の年度の3年度前から前年度まで(用途ごとの床面積の比率で区分を決定する場合は、削減義務期間の開始前年度末時点)
基準排出量の決定の前 のとき	—	削減義務期間の開始の年度の3年度前から2年度前まで
基準排出量を変更するとき	—	基準排出量を変更する要因となった状況の変更があった日以後の1年間(区分を早急に決定する必要がある場合においては、6月まで短縮することができる。)(用途ごとの床面積の比率で区分を決定する場合は、削減義務期間の開始前年度末)

※事業所区域の変更に伴う基準排出量の決定は別途

2-14. 削減義務率 ～区分の決定方法②～

■他人から供給された熱に係るエネルギーの使用割合の基準期間について

- ・基準排出量を決定するときは、前ページの表の期間と同じ。
(床面積比率で区分を決定する場合の基準期間は適用しない)
- ・基準排出量を変更するときは、変更があった年度の削減義務率は当該年度、変更があった翌年度以降の削減義務率は翌年度を基準期間とする。
- ・基準排出量に変更されないが、他人から供給された熱の大幅な利用形態の変更(地冷への加入／脱退や自己熱源の廃止／増設等)があったときは、基準期間は次のとおりとする。
変更があった年度の基準期間: 変更のあった年度の期間
変更があった年度の翌年度以降の基準期間: 変更があった年度の翌年度の期間

2-14. 削減義務率 ～新規事業所の削減義務率～

新規事業所の削減義務率は、当該事業所が削減義務の対象となった年度によって、その取扱いが異なる。

◆既存事業所 … 制度開始当初から削減義務の対象であった事業所

◆新規事業所 … 2010年度以降に削減義務の対象（特定事業所）となった事業所

ア. 第1計画期間の途中から特定事業所となった場合

イ. 第2計画期間から特定事業所となった場合

ウ. 第3計画期間から特定事業所となった場合

2-14. 削減義務率 ～新規事業所の削減義務率～

ア. 第1計画期間の途中から特定事業所となった場合

◆第3計画期間における取扱い

削減義務の対象となってから5年度目までは1期の義務率（8%/6%）を適用，
10年度目までは2期の義務率（17%/15%）を適用

第3計画期間の残りの期間は第3計画期間の削減義務率（27%/25%）を適用

<イメージ> 例) 2012年度から削減義務の対象となった場合

計画期間		第1計画期間					第2計画期間					第3計画期間				
度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
既存事業所		8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%
新規事業所	ア 第1期 から特定	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%
		1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%
		1500kL	1500kL	8%/6% 1年目	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6% 5年目	17%/15% 6年目	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15% 10年目	27%/25% 11年目	27%/25%	27%/25%
		1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%
			1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%

※図中の1500kLは、満1年度稼働し、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であることを前提とする。

2-14. 削減義務率 ～新規事業所の削減義務率～

イ. 第2計画期間から特定事業所となった場合

◆第3計画期間における取扱い

削減義務の対象となってから5年度目までは**第1計画期間の削減義務率（8%/6%）を適用**

第3計画期間の残りの期間は**第2計画期間の削減義務率（17%/15%）を適用**（6年度目から）

＜イメージ＞ 例） 2017年度から削減義務の対象となった場合

計画期間		第1計画期間					第2計画期間					第3計画期間				
年 度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
既存事業所		8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%
新規事業所	イ 第2期 から特定			1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%
					1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%
						1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%
							1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%
								1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%

※図中の1500kLは、満1年度稼働し、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であることを前提とする。

2-14. 削減義務率 ～新規事業所の削減義務率～

ウ. 第3計画期間から特定事業所となった場合

◆第3計画期間における取扱い

原則、第2計画期間の削減義務率(17%/15%)を適用

＊ただし、「経過措置」として、第3計画期間の4年度目までは第1計画期間の削減義務率(8%/6%)を適用(5年度目に、第2計画期間の削減義務率(17%/15%)を適用)

経過措置期間

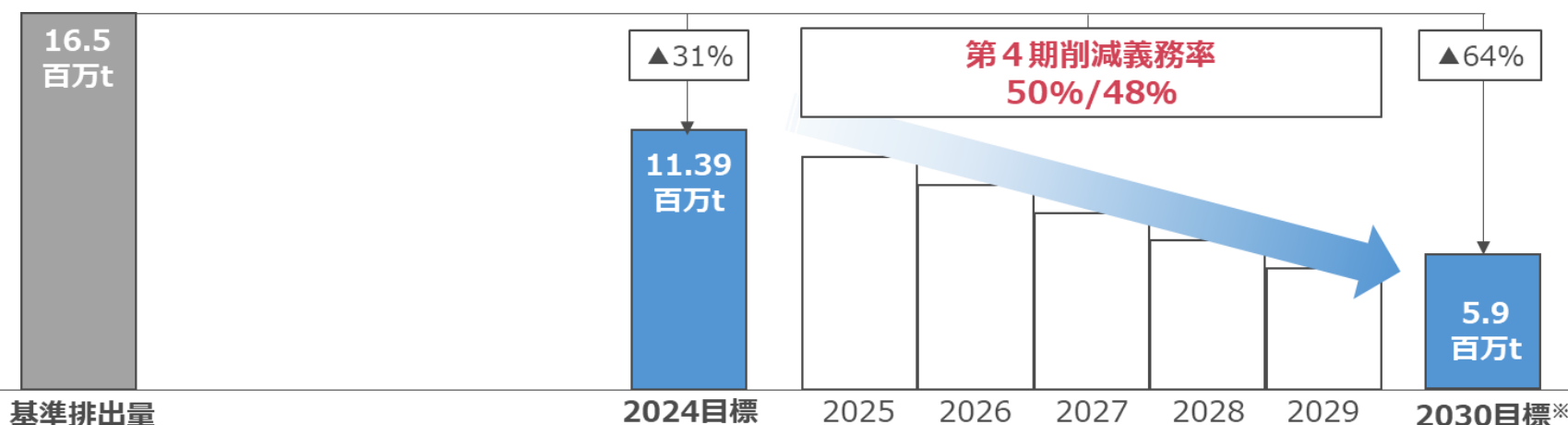
第2計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所に第1計画期間の削減義務率を適用していることや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、経過措置を設ける。

計画期間		第1計画期間					第2計画期間					第3計画期間							
年 度		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024			
既存事業所		8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%			
新規事業所	ウ 第3期 から特定											1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%
												1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%
												1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%
												1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%
												1500kL	1500kL	1500kL	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%

※図中の1500kLは、満1年度稼働し、年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上であることを前提とする。

(参考) 第4計画期間の削減義務率

- 大規模事業所の目標排出量からのバックキャスティングを前提に、省エネ対策に加え、再エネ設備の導入や再エネ電気調達等による削減余地及び新規参入・廃止事業所等における排出量相当分を考慮して、「50%/48%」とする。



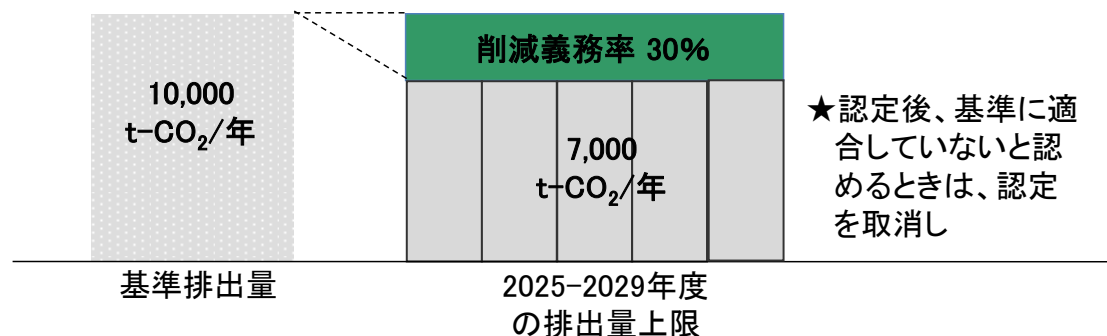
※ 東京都の「産業・業務部門」の2030年排出量目標から大規模事業所相当量を推計。新規参入事業所等や義務率緩和を受けている事業所の排出量相当分(約0.6百万t)を考慮して削減義務率を設定

区 分			第四計画期間
I	I-1	オフィスビル等	50%
	I-2	オフィスビル等のうち他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所	48%
II		工場等	48%

2-15. トップレベル事業所の削減義務率

- 次の条件を全て満たす事業所は、申請により削減義務率の緩和あり
 - ・ トップレベル事業所「Gold」又は「Silver」区分の認定を受ける※1
 - ・ 認定年度又は設備更新の計画時期等、一定の条件を満たす
- 対象事業所は、トップレベル事業所の認定区分に応じて削減義務率を緩和
 - ・ トップレベル事業所Gold: 3/5、トップレベル事業所Silver: 4/5 ※2

(例) 2025年度から義務率3/5のトップレベル「Gold」事業所と認定された場合



〔総量削減義務履行の状態〕

●「基準排出量」: 10,000t-CO₂ ●通常の削減義務率: ▲50%削減の場合

2025-2029年度(5年間): 35,000 t (7,000 t(10,000 t × ▲30%) × 5年間)

⇒5年間の排出量の合計を、35,000 t以下に

※1 トップレベル事業所「Diamond」は超過削減量の上限が撤廃され、削減義務率緩和は適用対象外

※2 原則として、認定された年度が属する計画期間終了年度まで有効(ただし第三計画期間でトップレベル認定された事業所を含め、一定の条件を満たす場合は、認定から5年間有効)

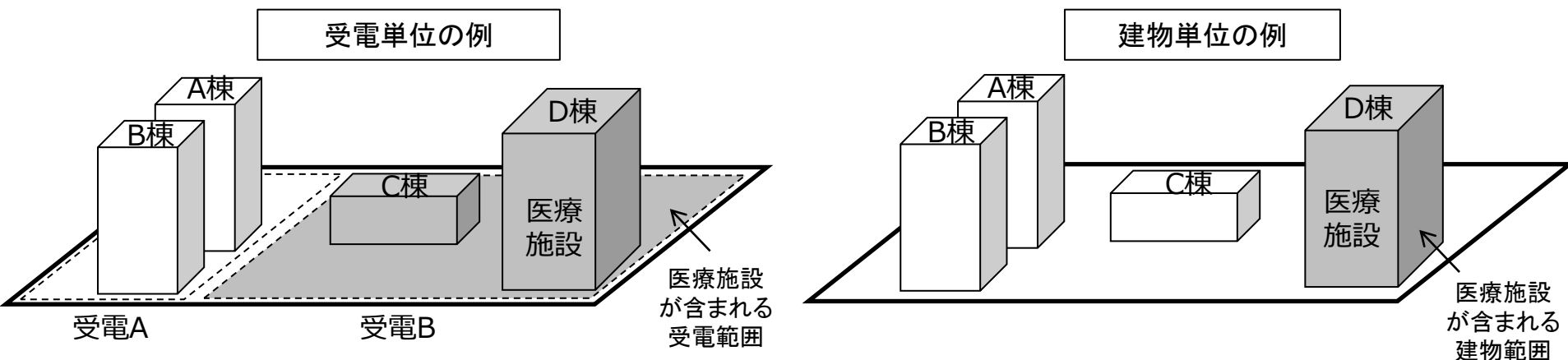
2-16. 医療施設に対する取扱い

人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設については、第3計画期間の削減義務率を2%減少※する。

※ただし、第3計画期間に27%又は25%の削減義務率が適用される事業所のうち、医療施設に係る排出量が当該事業所の排出量の1/2以上である事業所に限る。

緩和措置の対象となる医療施設	医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所
削減義務率から減ずる程度	2%

＜対象イメージ＞ 医療施設が主要施設として含まれる受電範囲又は建物範囲における排出量が、事業所全体の排出量の「1/2以上」である場合に適用



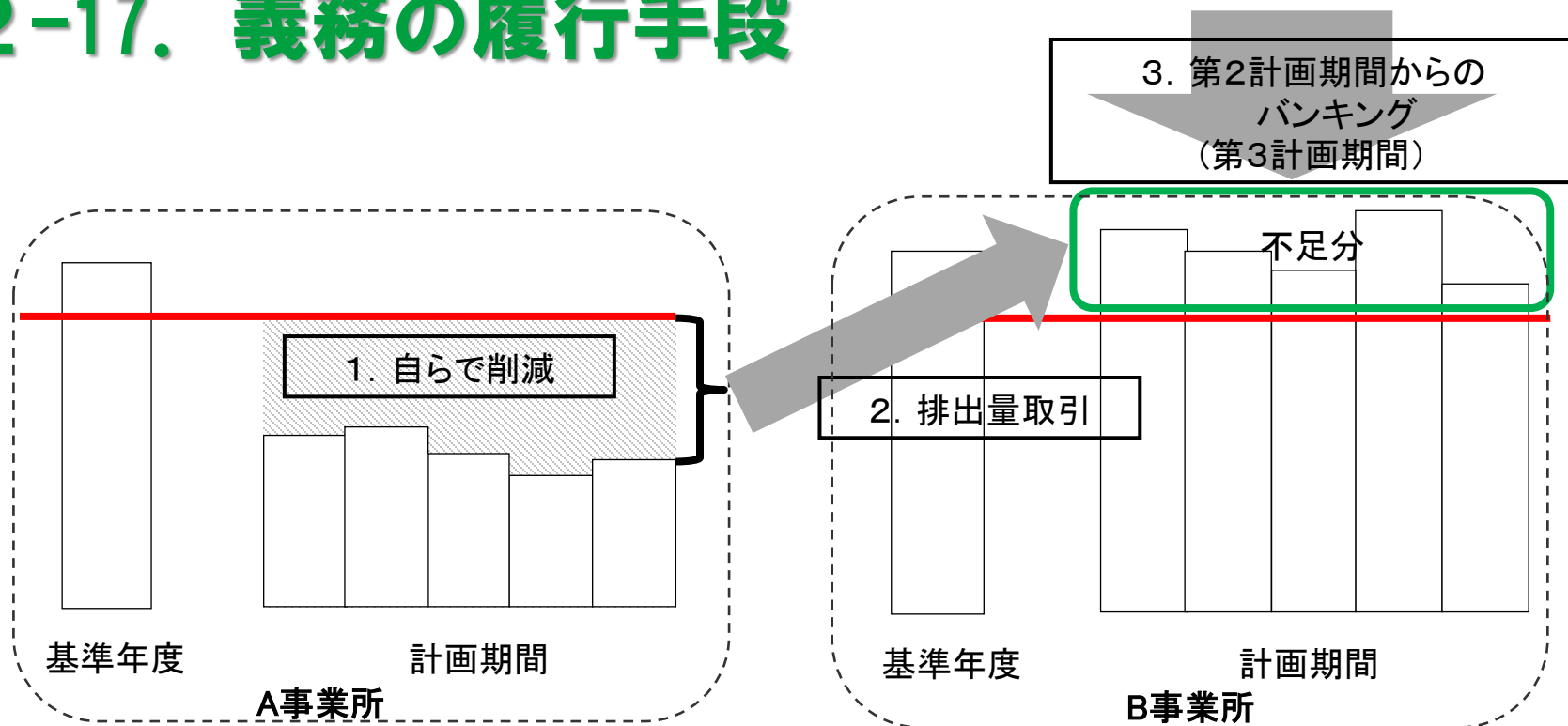
* 第2計画期間に実施した、電気事業法第27条に関連する削減義務率の緩和措置は、第3計画期間には実施しない。

2. 総量削減義務と排出量取引制度

■義務履行手段

2-17. 義務の履行手段	スライド48
2-18. 高効率機器への更新や運用対策の推進	スライド49
2-19. 低炭素電力の選択の仕組み	スライド50
2-20. 低炭素熱の選択の仕組み	スライド51
2-21. 高効率コジェネ受入評価の仕組み	スライド52
2-22. 実効性の確保	スライド54

2-17. 義務の履行手段



1. 自らの事業所で削減

- ①高効率なエネルギー消費設備・機器への更新や運用対策の推進など
- ②低炭素電力・熱の選択の仕組み ③高効率コジェネ受入評価の仕組み

2. 排出量取引

- ①超過削減量 ②都内中小クレジット ③再エネクレジット
- ④都外クレジット ⑤埼玉連携クレジット

3. 第2計画期間からのバンキング

2-18. 高効率機器への更新や運用対策の推進

高効率機器への更新や運用対策の推進など、自らの事業所で削減対策を推進

熱源・空調の削減対策

高効率熱源機器の導入

高効率空調用ポンプ及び省エネ制御の導入

高効率空調機の導入

高効率パッケージ形空調機の導入

空調機の変風量システムの導入

外気冷房システムの導入

全熱交換機の導入

居室の室内温度の適正化

室使用開始時の空調起動時間の適正化

照明・その他の対策

ビルエネルギーマネジメントシステムの導入

デマンドコントローラー

高効率照明及び省エネ制御の導入

高効率変圧器の導入

照度条件の緩和

居室の昼休み及び時間外の消灯及び間引き消灯

高輝度型誘導灯・蓄光型誘導灯の導入

照明の人感センサーによる在室検知制御の導入

照明のタイムスケジュール制御の導入

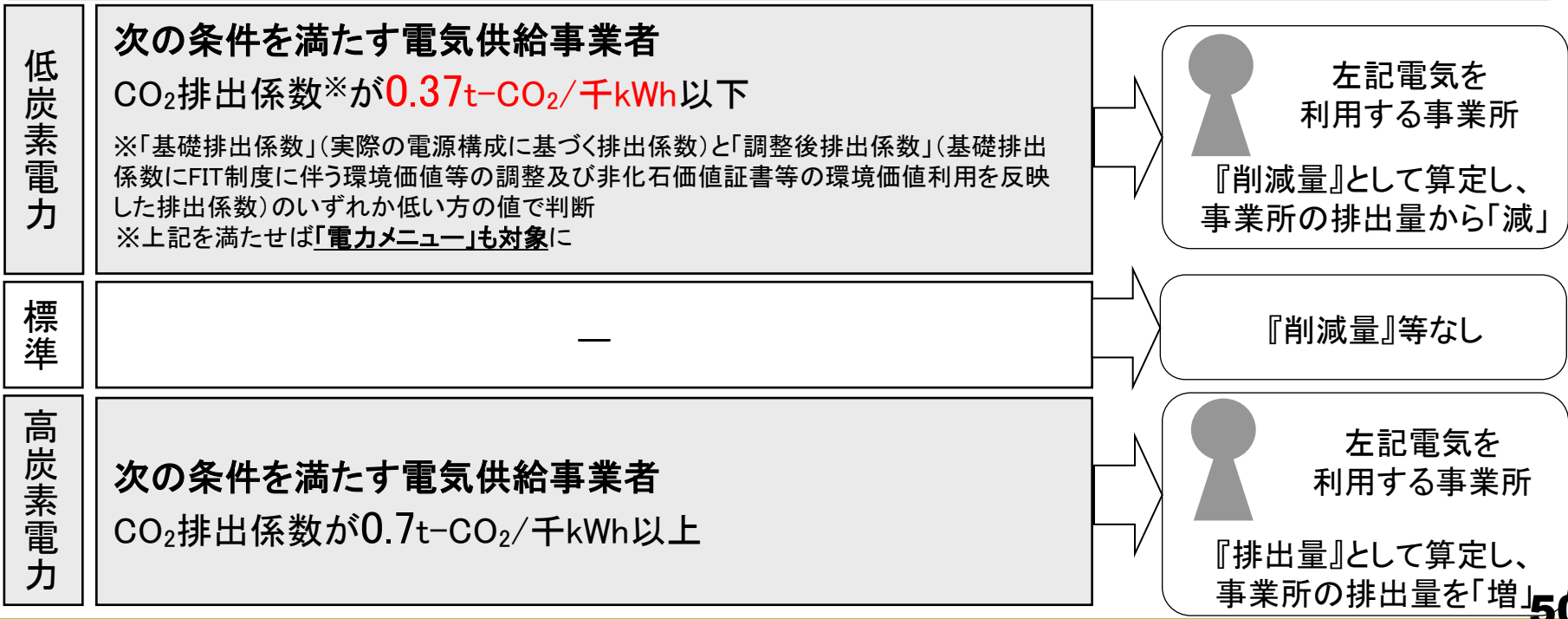
2-19. 低炭素電力の選択の仕組み

事業所の「低炭素電力の供給事業者」選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から電気を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組み

【算定式】:「算定年度排出量」=「燃料等のCO₂」-「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(P80からP86まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」(環境局HPよりダウンロード)を用いて算定してください。

「低炭素電力の選択の仕組み」(イメージ)



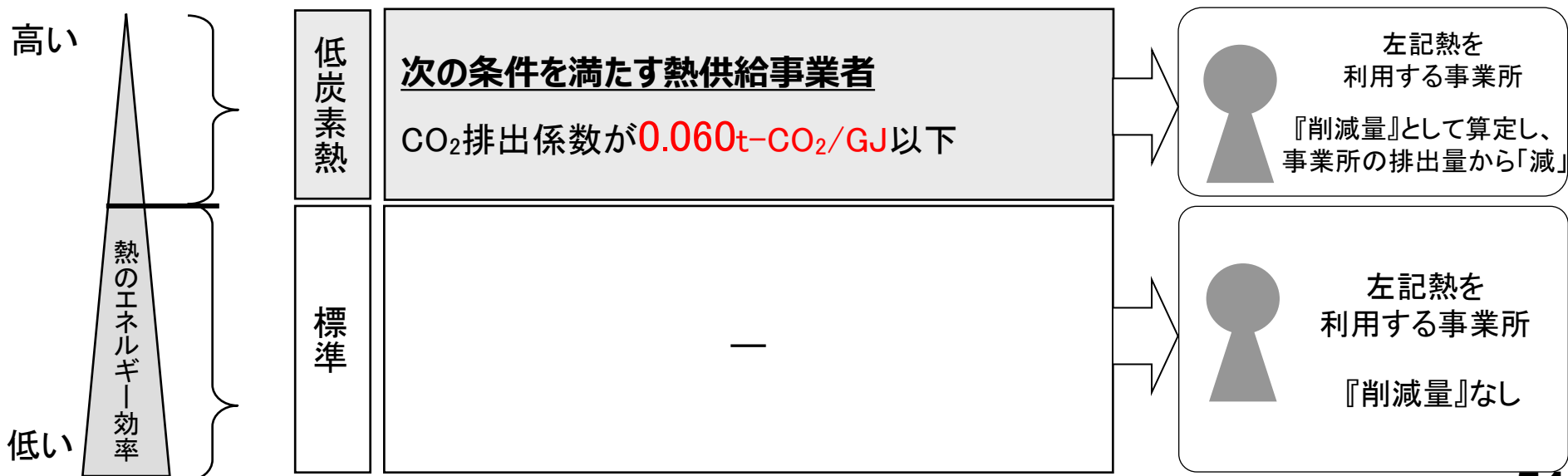
2-20. 低炭素熱の選択の仕組み

事業所の「低炭素熱の供給事業者」選択行動を促すため、都が認定するCO₂排出係数の小さい供給事業者から熱を調達した場合に、CO₂削減相当として認める仕組み

【算定式】:「算定年度排出量」=「燃料等のCO₂」-「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(P86からP90まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」(環境局HPよりダウンロード)を用いて算定してください。

「低炭素熱の選択の仕組み」(イメージ)



2-21. 高効率コジェネ受入評価の仕組み

		第1計画期間	第2計画期間以降
コジェネの設置事業所	高効率コジェネ利用による省エネ・省CO ₂ 評価	高効率コジェネの要件(都規定)に適合すれば、算定年度排出量から「削減量」を減ずる。	① 第1計画期間で実施した排出量の補正は実施しない。
	コジェネ電気・熱の外部供給分のマイナスカウント	全てのコジェネに対し、外部供給分のCO ₂ 排出量をマイナスカウント	第1計画期間と同じ
コジェネ電気又は熱の受入事業所	高効率コジェネから受け入れている電気・熱の低CO ₂ 性能を評価	—	② 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入

- ① 高効率コジェネ利用による省エネ・省CO₂評価：
第2計画期間以降の電気のCO₂排出係数により、高効率コジェネの省エネ・省CO₂効果が評価されるため、第1計画期間で実施した排出量の補正は実施しない。
- ② 「高効率コジェネ受入評価の仕組み」の導入：
他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、一定の範囲で受入事業所の排出量算定に反映させることができる仕組み

【算定式】：「算定年度排出量」＝「燃料等のCO₂」－「削減量」

(総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン(P90からP93まで)参照)
※削減量を算定する場合は、「削減量等算定シート」(環境局HPよりダウンロード)を用いて算定してください。

(参考) 第四計画期間の取り扱い

- 第四計画期間では、年度排出量の算定に「実排出係数」(事業所で実際に契約する電気・熱・都市ガスの排出係数)を使用して、排出係数の低い電力の購入をはじめ、事業者の実態に即した多様な義務履行手段により削減を進められる制度とする。
- 第四計画期間では、低炭素の電力・熱の選択による削減効果がすべての事業所に反映されるため、低炭素電力・熱の仕組みと高効率コジェネの電気・熱の受入の仕組みについては、「実排出係数」での算定に移行する。



- ◆ 第三計画期間までの排出量実績までは、低炭素電力・熱の仕組みと高効率コジェネの電気・熱の受入の仕組みによる削減量を算定できる。

2-22. 実効性の確保

削減計画期間 5年間

整理期間

計画期間終了後
1年6か月間※

※削減義務量及び年度排出量確定時点で、整理期間の終了まで180日以下の場合は、それらの確定後180日を経過した日が履行期限となる

【対象事業所】

- ・義務履行状況の確認
- ・（削減計画期間終了までに削減義務を履行できていない場合）取引による削減量（クレジット等）の取得

削減義務
未履行の場合

措置命令（義務不足量 × 1.3倍の削減）

命令違反の場合

罰金（上限50万円）

違反事実の公表

知事が命令不足量を調達しその費用を請求

2. 総量削減義務と排出量取引制度

■排出量取引

2-23. クレジットの種類	スライド55
2-24. 削減量口座簿の仕組み	スライド65
2-25. システムの使い方	スライド67
2-26. 排出量取引 ～相手方と価格～	スライド69
2-27. 超過削減量の発行とバンキング	スライド71

2-23. クレジットの種類

削減対策の実施等によって得られた、温室効果ガスの削減量や環境価値であって、削減義務の履行への利用が可能なものを指す。

クレジット名称	概要
超過削減量	対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
再エネクレジット	再生可能エネルギー環境価値 <u>その他削減量</u> : グリーンエネルギー証書又はRPS法における新エネルギー等電気相当量などの他制度による環境価値 <u>環境価値換算量</u> : 都が認定する設備により創出された環境価値
都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量 (削減義務量相当を超えた量に限る。)
埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定される超過削減量、中小クレジット

＜クレジットの有効期間(バンキング等)＞

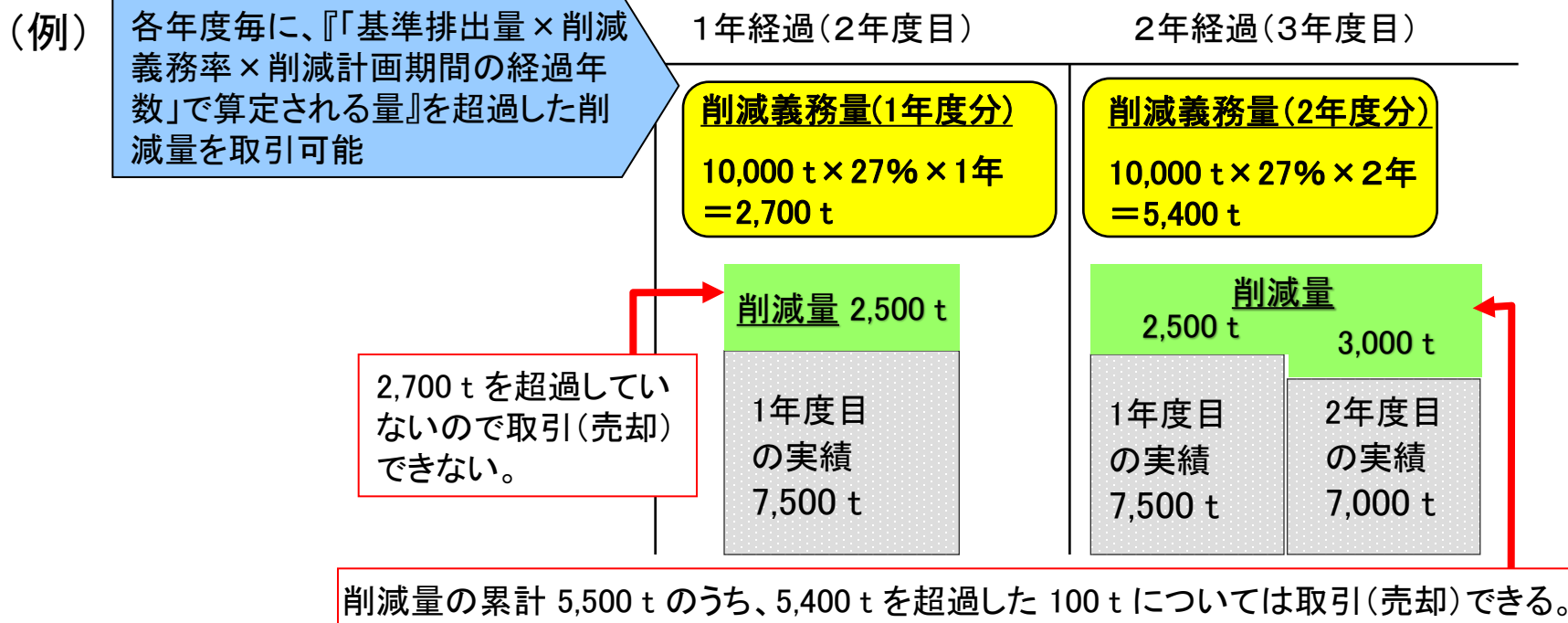
第n計画期間の削減量

第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務に利用可能(有効期限は、第n+1計画期間の整理期間終了まで)

2-23. クレジットの種類 ～超過削減量①～

(ア)削減義務量を削減計画期間の各年度に按分し、超過で削減した量については、計画期間2年度目からの発行・移転も可能

削減計画期間の終了前でも、各年度において削減義務量の一定割合を超える削減実績をあげた事業者は、その超過削減量の売却(移転)が可能な仕組み



※その他ガス削減量がある場合の超過削減量の算定方法

その他ガス削減量は、保有する事業所でのみ利用できるが、義務充当することにより、削減量を増やし、超過削減量として発行できる量を増加させることが可能

～超過削減量②～

買い手

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用することができる。

対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が
過大な超過削減量を取得できない仕組み

①(ア)のルールにより削減義務量を削減計画期間の各年度に按分した量

8,500 t 売却可能

$$(2,300+1,300+300+2,300+2,300)$$

↓ 2,700 t

10,000
t-CO₂

基準排出量の
1/2ライン(5,000 t)

発行可能量

~~4.000t~~

6,000t

7,000

7,000t

[illegible]

4 500+

4.000t

11

基準排出量

1年目

2年目

3年目

4年目

5年目

の排出量

※発行可能量にならない

2-23. クレジットの種類

～都内中小クレジット（都内削減量）～

売り手

(ア)地球温暖化対策報告書(中小規模事業所が作成する報告書)を提出している事業所

(イ)事業所範囲は、原則として建物単位とし、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部分とすることも可能(ただし、重複申請はできない。)。複数の建物等をまとめて申請することも可能

※中小規模事業所の設備更新権限を有する者又は当該権限を有する者から同意を得た者が申請できる。

<特長>

●削減量の算定に当たり、計画期間中の最初の申請時のみ検証を求めるなど削減量の算定・検証手続を簡素化

●都があらかじめ提示する削減対策項目に基づき、高効率な設備機器への更新など、都内中小規模事業所における自らの削減対策を促進

取引

買い手

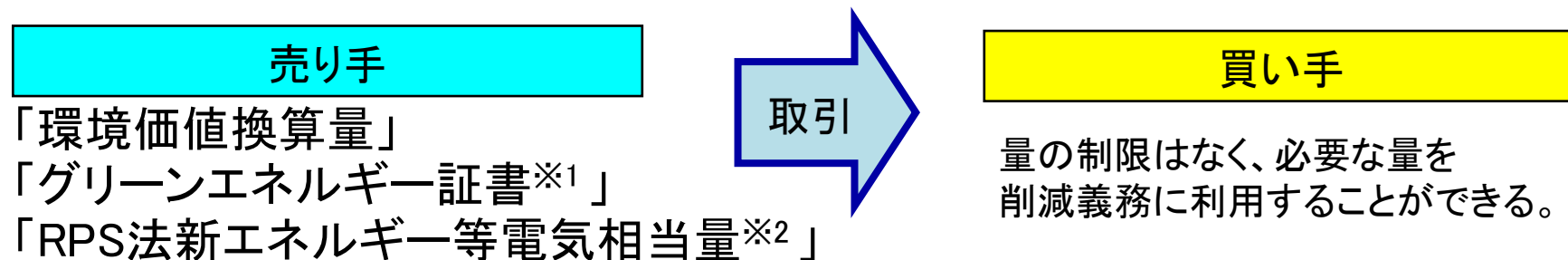
特に制限なく、必要な量を、削減義務に利用できる。

●削減対策項目のイメージ

区分	削減対策項目
1.熱源・熱搬送設備	高効率熱源機器の導入(1.1)
	高効率冷却塔の導入(1.2)
	高効率空調用ポンプの導入(1.3)
	空調用ポンプの流量制御の導入(1.4)
2.空調・換気設備	高効率パッケージ型空調機の導入(2.1)
	高効率空調機の導入(2.2)
	全熱交換機器の導入(2.3)
	高効率空調・換気用ファンの導入(2.4)
	空調の省エネ制御の導入(2.5)
3.照明・電気設備	換気の省エネ制御の導入(2.6)
	高効率照明器具の導入(3.1)
	高輝度型誘導灯の導入(3.2)
	高効率変圧器の導入(3.3)
4.その他	照明の省エネ制御の導入(3.4)
	高効率給湯システムの導入(4.1)
	エレベーターの省エネ制御の導入(4.2)
	高効率コンプレッサーの導入(4.3)
	その他の高効率ポンプ・ブロワ・ファンの導入(4.4)
	高効率冷凍冷蔵設備の導入(4.5)
	高効率工業炉の導入(4.6)
	高性能ガラス等の導入(4.7)

2-23. クレジットの種類

～再エネクレジット①～



※1 2008年度以降に発行又は発電(熱)されたもの。

※2 2008年度以降に発行又は発電されたものであって、RPS法上の義務履行に活用されていないものに限る。

● 換算率

◆第2計画期間末までに発電された再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力

⇒ **1.5倍** してクレジット認定

バイオマス

⇒ 1.0倍 してクレジット認定

◆第3計画期間以降に発電された再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、地熱、水力

⇒ **1.0倍** してクレジット認定

バイオマス

2-23. クレジットの種類 ～再エネクレジット②～

●再エネクレジットとして認められる再生可能エネルギーの種類

太陽光(太陽熱※を含む。)、風力、地熱、水力(1,000kW以下)、
バイオマス(①バイオマス比率が95%以上のものに限る。②黒液を除く。)

※ 当面、グリーン熱証書のみを対象(再エネクレジット算定ガイドラインP4～5参照)

●電力量(熱量)認証申請・再エネクレジット発行申請の対象者

当該グリーン電力(熱)証書の最終所有者(グリーンエネルギー認証機関に届け出た最終所有者)であり、かつ本制度対象事業所の削減義務者であるもの

●留意事項

- ✓ 当該グリーン電力(熱)証書の使用目的(用途)について、本制度へ利用することが明確になっていること
- ✓ グリーンエネルギー証書によるグリーンエネルギー活用を温対法やCDP等にも利用する場合は、算定対象となる施設・年度が一致している必要がある。

2-23. クレジットの種類 ～再エネクレジット③～

●その他削減量の有効期間

◆第2計画期間末までにグリーンエネルギー証書等※1として発行※2された量

＜第X計画期間に発電又は発行された発電量＞

第X計画期間 及び 第X+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期限は第X+1計画期間の整理期間終了時まで)

◆第3計画期間以降にグリーンエネルギー証書等として発行された量

＜発電期間の末日が第n計画期間の発電量＞

第n計画期間 及び 第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期限は第n+1計画期間の整理期間終了時まで)

- 第3計画期間以降にグリーンエネルギー証書・新エネルギー等電気相当量として発行された量は、発行された計画期間に関わらず、発電期間の末日が属する計画期間及び翌計画期間の義務履行に利用できる。

※1：「グリーンエネルギー証書（グリーン電力証書及びグリーン熱証書）」、「RPS法新エネルギー等電気相当量」

※2：「グリーンエネルギー証書」の発行日とは、原則「グリーンエネルギー認証機関に届け出た発行日」を、「RPS法新エネルギー等電気相当量」の発行とは、RPS室に提出した新エネルギー等電気相当量の記録届出書が受理されることをいう。

2-23. クレジットの種類 ～再エネクレジット④～

●電力量(熱量)認証申請及び発行申請

- ✓ 電力量(熱量)認証申請と再エネクレジット発行申請は**同時に行う**こと
- ✓ 2025年度以降の電力量(熱量)認証申請及び発行申請の提出は「**1月末**」まで

●留意事項

- ✓ 発電・発熱期間が第3計画期間(2024年度)までの証書については、固定の排出係数を用いて再エネクレジットの量を算定
- ✓ 発電・発熱期間の末日が2025年の証書について2025年度にその他削減量認証及び発行申請を提出する場合は、2025年度に使用する係数として東京都が公表する東京都内に供給される電気・熱の排出係数の平均値を用いて再エネクレジットの量を算定する。

2025年度に使用する係数(電気): 0.405[tCO₂/千kWh]

2025年度に使用する係数(熱): 0.044[tCO₂/GJ]

2-23. クレジットの種類

～都外クレジット（都外削減量）～

売り手

- 基準年度の年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上で、基準排出量が15万t-CO₂以下の都外大規模事業所
- 当初申請時及び削減量認定申請時に、設備導入対策の実施による推計削減率の合計が、都が指定する推計削減率以上であること。

取引

買い手

削減義務量の1／3までを上限として、削減義務に利用できる。

- 都制度の最大の目的は、都内での温室効果ガス排出総量削減の実現
- 都外クレジットは、計画的な省エネ投資を全国的に進める企業の対策の効率性を考慮し、都制度の対象事業所と同等規模の都外事業所における省エネ対策による削減量の利用を、都内での削減努力を損なわない範囲で利用可能とするもの

<削減量の算定方法>

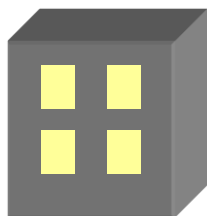
- 都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（各年度ごとに都が指定する削減率を上限とする。）のうち、削減目標率（都が指定する削減率）を超えた量を、都外クレジットの量とする。

2-23. クレジットの種類

～埼玉連携クレジット～

① 超過削減量

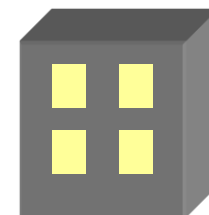
売り手
(埼玉県内事業所)



次の事業所で創出された超過削減量
・基準排出量が15万t-CO₂以下
・計画期間を通して目標達成
(都制度でいう義務履行)がされている

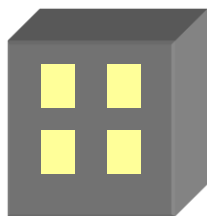
取引

買い手
(都内事業所)



② 県内中小クレジット

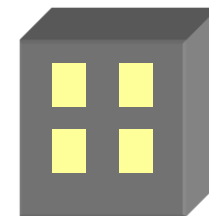
売り手
(埼玉県内事業所)



・埼玉県の県内中小クレジットとして埼玉県
から発行を受けたもの

取引

買い手
(都内事業所)



※埼玉県の再エネクレジット、県外削減量、森林吸収クレジットは移転できない。

※東京都のクレジット(超過削減量、都内中小クレジット)を埼玉県の実業所に移転することも可能

※第4計画期間の中小クレジットについては連携を一時休止

2-24. 削減量口座簿の仕組み

●削減量口座簿とは

クレジットの登録、移転、義務充当などの記録を管理するための仕組み(電子システム)。削減量口座簿への記録は、事業者からのクレジットの発行、振替等の申請に基づき、都が行う。

●削減量口座簿の仕組み ～指定管理口座と一般管理口座の役割～

指定管理口座 : 指定地球温暖化対策事業所の義務の履行に向けた状況を記録するもの

- ・開設者: 指定地球温暖化対策事業者
- ・指定地球温暖化対策事業所ごとに開設(複数の対象事業者がいる場合、その代表者として口座管理者を置くことができる。)

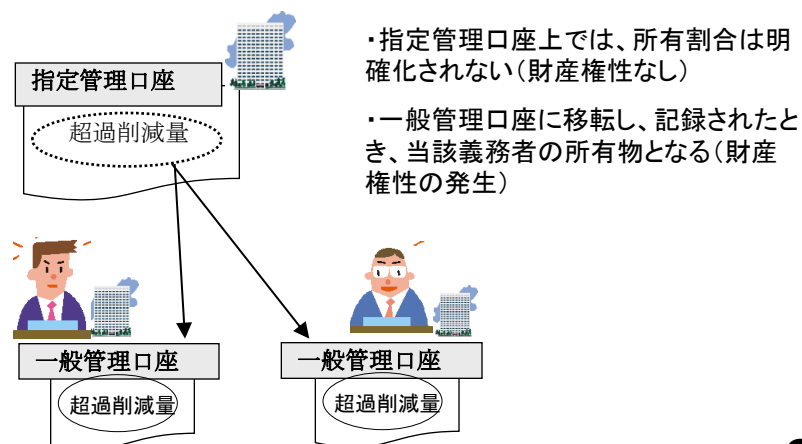
一般管理口座 : 取引対象となるクレジット等の所有状況や取引の履歴を記録するもの

- ・開設者: 取引参加者(指定地球温暖化対策事業者及びそれ以外で排出量取引への参加を希望するもの)
- ・指定地球温暖化対策事業者及び口座管理者は、一法人又は一個人につき、当該者に係る指定地球温暖化対策事業所の数まで口座を開設可能(それ以外の者は、原則一口座のみ)

知事の管理口座 : 義務充当、無効化の記録など、制度運用のために必要な口座

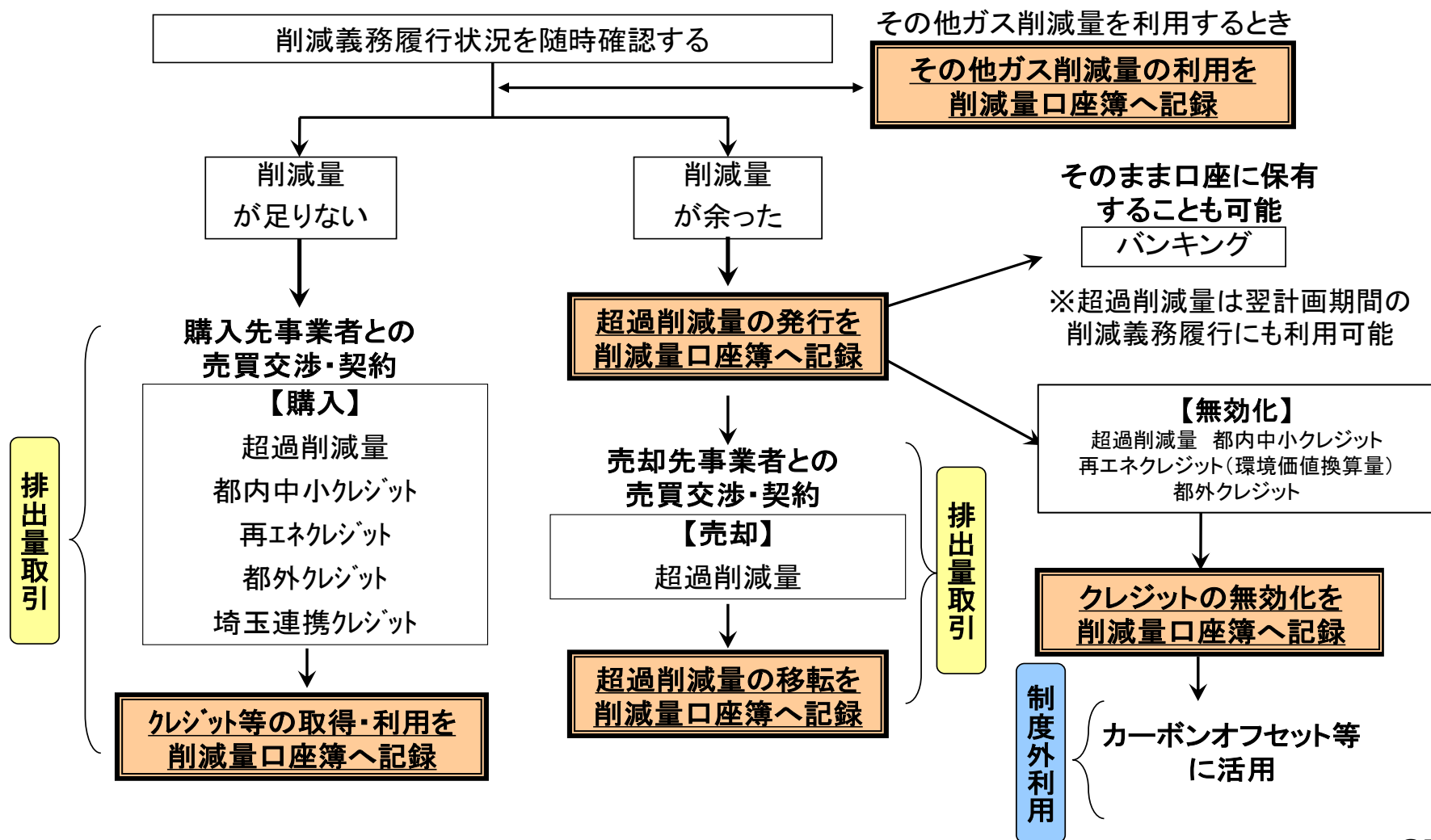
パターン	移転の意味
一般管理口座 ⇒ 一般管理口座	一般的な排出量取引。クレジット等の所有者の記録が変更される。
指定管理口座 ⇒ 一般管理口座	指定管理口座に記録された超過削減量について、義務者の間で所有者を決めるために移転する。
一般管理口座 ⇒ 指定管理口座	事業所の義務を履行する(義務充当口座へ移転する)ために、まずその事業所の指定管理口座へ移転。一度指定管理口座に移転されたクレジット等は、一般管理口座へ戻すことはできない。
指定管理口座 ⇒ 指定管理口座	この移転はできない。必ず一般管理口座を経由しなければならない。

(例) 義務者(所有者)が2名いる
場合の超過削減量の取扱い



2-24. 削減量口座簿の仕組み

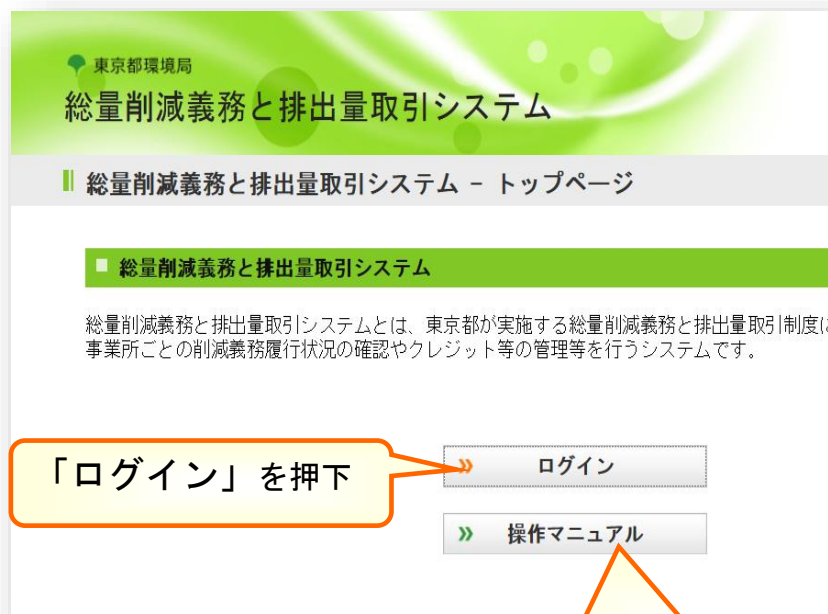
～口座開設以降の流れ～



2-25. システムの使い方

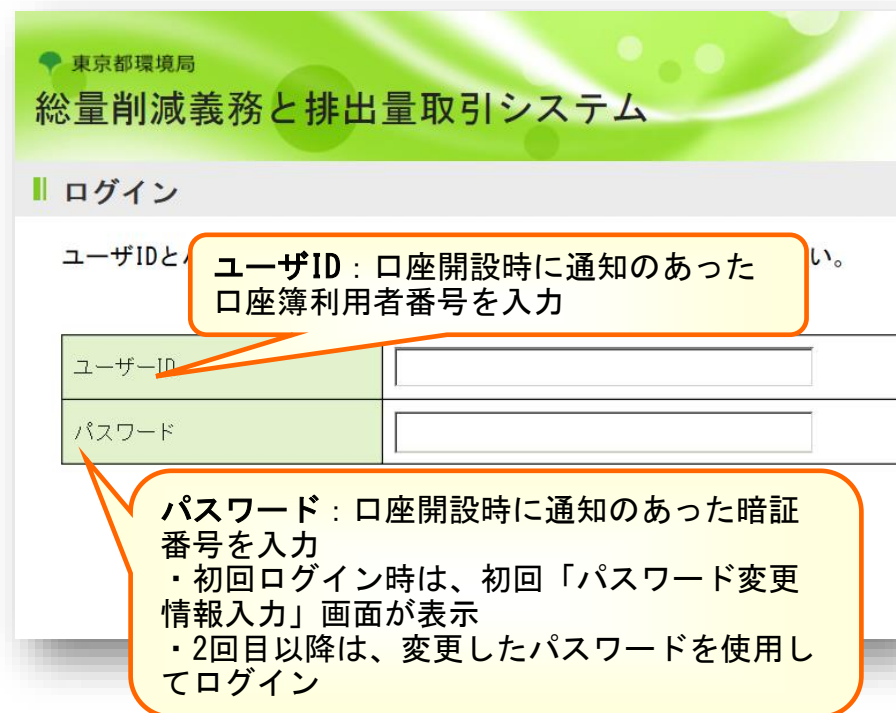
(1) ログインページにアクセス

<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>



「操作マニュアル」
操作方法の詳細記載

(2) 総量削減義務と排出量取引システムにログイン



【注意】

変更した「パスワード」の管理は各自で行ってください。

ユーザID・パスワードを忘れた場合は、「口座簿利用者番号等通知申請書」を提出し、パスワードの再発行の手続きをしてください(再発行まで10日程度)。

※連絡先担当者IDとは異なります。

2-25. システムの使い方

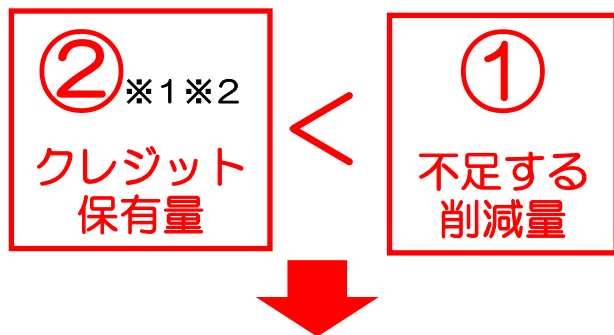
【不足する削減量を確認】

「不足する削減量」が①に表示

【バンキング量を確認】

現在「保有するクレジット量」が②に表示
一般管理口座がある場合は、一般管理口座に
保有するクレジット量も確認

【排出量取引をする必要があるかを確認】



排出量取引が必要

※1 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量も加えて不足量を確認してください。

※2 指定管理口座に保有しているクレジットは、自動で義務充当されます。

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び予定の量							
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
排出上限量							37,500
削減義務量							12,500
実績							
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000	7,800	7,500	7,300		38,600
排出削減量	2,000	2,000	2,200	2,500	2,700		11,400
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	0	0	0	0	0		

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	1,100	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	0	t-CO ₂

現在、指定管理口座に保有する超過削減量

クレジット保有状況

第1期クレジット	t-CO ₂
第2期クレジット	500 t-CO ₂
第3期クレジット	

第2計画期間のバンキング分（有効期限2026年9月末日）

2-26. 排出量取引 ～取引の相手方～

- 排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本
- クレジットの取引相手（購入先・販売先）の見つけ方
 - ・総量削減義務と排出量取引システムにおける見積受付情報登録を利用
 - ・都制度で利用可能なクレジットの販売又は仲介業務を行っている民間クレジット仲介事業者やグリーンエネルギー証書発行事業者に依頼

クレジット販売・仲介事業者一覧（環境局HP）

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/#cmschukai

2-26. 排出量取引 ～取引価格～

●基本的考え方

- 排出量取引の取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定される。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約は特に定めない。

●都が公表する価格情報

- クレジット等の移転(振替)申請時の申告価格
- 都の調査による査定価格

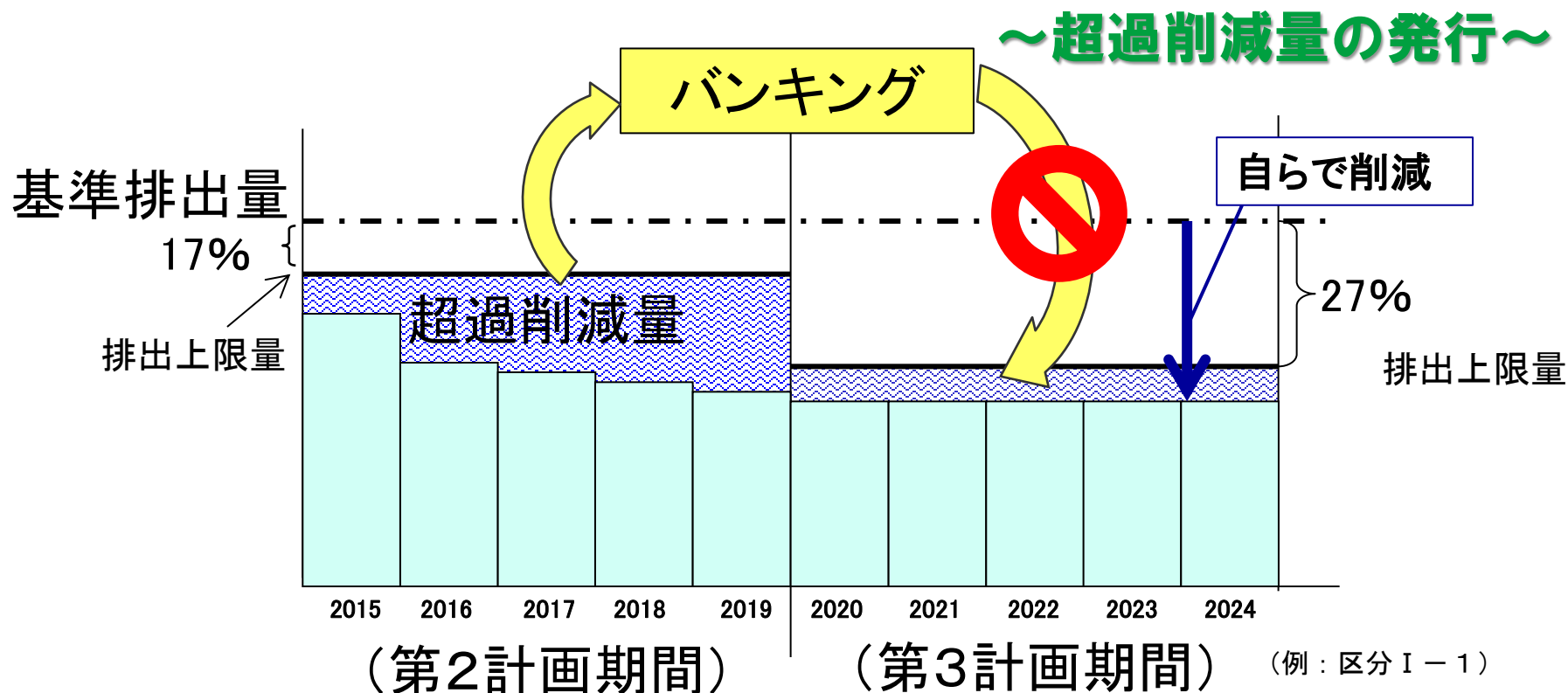
詳しくは東京都環境局のホームページをご参照ください。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

2-27. 超過削減量の発行とバンキング

- ・ 超過削減量が発行されると、バンキングや売却が可能になる
- ・ 超過削減量の発行は、削減義務期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階（義務履行が確定した段階）で知事が職権で発行する。
⇒ 超過削減量の発行申請は原則不要
- ・ 削減義務期間の途中、申請により、任意のタイミングで超過削減量を発行することは可能。
- ・ 超過削減量が発行され、指定管理口座（又は一般管理口座）に記録されれば、特段の手続をすることなくバンキングされる。
- ・ 超過削減量を翌計画期間に自らの事業所の削減義務履行に利用する場合、指定管理口座内でバンキングされるため、一般管理口座は開設しなくてもよい。

2-27. 超過削減量の発行とバンキング



《第3計画期間において自らの削減により義務達成できる場合》
バンキングされた第2計画期間の超過削減量を第3計画期間の削減量に充当することはできない。

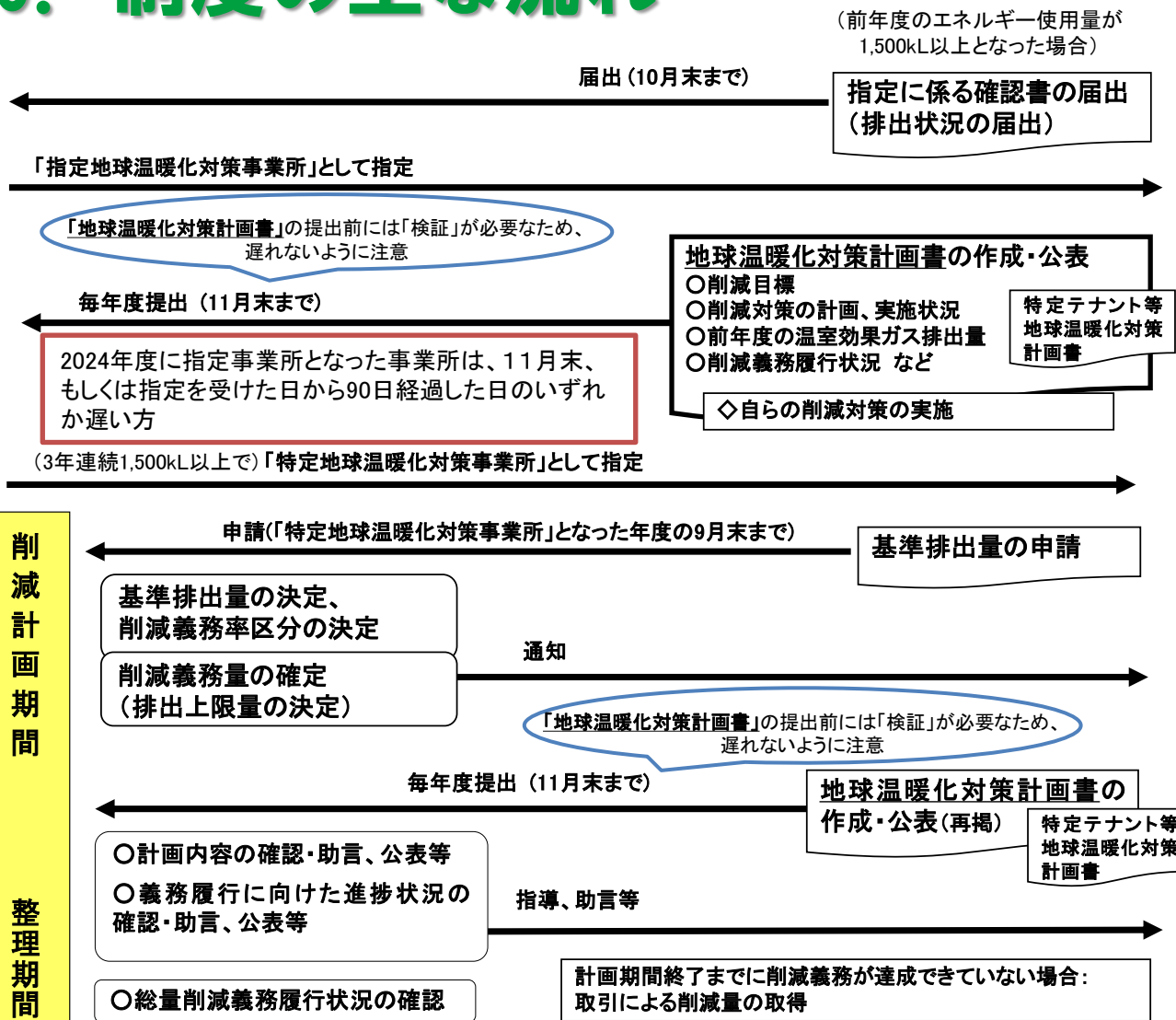
2. 総量削減義務と排出量取引制度

■計画書の提出と公表

2-28. 制度の主な流れ	スライド74
2-29. 地球温暖化対策計画書の提出と公表	スライド75
2-30. 検証	スライド77
2-31. テナントビルへの対応	スライド78

2-28. 制度の主な流れ

東京都(知事)



削減計画期間

整理期間※

対象事業所

指定

特定

※第1計画期間：2010年度から2014年度まで（整理期間は2016年9月まで）
 第2計画期間：2015年度から2019年度まで（" 2022年1月まで）
 第3計画期間：2020年度から2024年度まで（" 2026年9月まで）

2-29. 地球温暖化対策計画書の提出と公表

<地球温暖化対策計画書の提出>

制度対象事業所は、毎年、以下の事項等を記載した地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出する(特定温室効果ガスの年度排出量については、登録検証機関の検証が必要※¹)。

- 削減目標** :削減義務率(第1計画期間:8%又は6%、第2計画期間:17%又は15%、第3計画期間:27%又は25%)以上の目標値(定量的な目標)を定める。
- 目標を達成するための措置の計画及び実施状況** :自らの事業所における削減対策と排出量取引の活用により、経済的・技術的に実施可能な対策を行い、その実績を把握する。
- 特定温室効果ガスの年度排出量** :毎年度、排出状況を把握し対策の進捗状況を確認する。
- その他ガスの年度排出量** :排出量が多い場合、目標を定めるよう努める。当該事業所の排出量の1/2以上である場合は、定量的な目標を定める。

※1 指定相当地球温暖化対策事業所については、指定地球温暖化対策事業所に準ずる。ただし、検証は不要。

※2 この他、一定規模以上のテナント事業者は、特定テナント等事業者として、独自の対策を記載する計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務がある。

<公表>

- 制度対象事業所は、削減義務量及び基準排出量、計画期間、目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表しなければならない。
⇒インターネット又は事業所における備え置き、掲示等による公表
- 知事は、計画期間、削減目標及び削減目標を達成するための措置の計画及び実施状況、前年度の年度排出量等を公表するものとする。

2-29. 地球温暖化対策計画書の提出と公表

＜燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書＞

●第四計画期間に限り、**原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所の削減義務率を3%緩和**

●削減義務率の緩和を受ける場合、2025年度の地球温暖化対策計画書と合わせて確認書を提出

※2024年度までに**特定**地球温暖化対策事業所に該当している事業所のみが提出(指定地球温暖化対策事業所は基準排出量決定申請時に確認)

【留意事項】

- ✓ 原則として、2025年度計画書と併せて提出されない場合、当該義務率緩和は適用されない。
- ✓ 第四計画期間中に、電気使用の割合が20%以上となった場合でも削減緩和措置は継続。
- ✓ 同様に第四計画期間中に、電気使用の割合が20%未満となった場合でも緩和措置は適用されない。

燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合が20%未満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に係る確認書

指定番号		事業所の名称	
------	--	--------	--

1 緩和措置の要件確認

要件確認の年度	年度	年度	年度
排出量が標準的でない年度			
原油換算エネルギー使用量	KL	KL	KL
電気使用量	kWh	kWh	kWh
	KL	KL	KL
原油換算エネルギー使用量に占める電気使用の割合	%	%	%
			%

2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

2-30. 検証

- 検証の必要性

削減義務の履行、排出量取引を公正なものとするため、
本制度では東京都に登録した検証機関の検証を義務付けている。

- 検証を要するもの

- ・本制度対象事業所：

基準排出量の申請（当初のみ）、排出量の報告（毎年度）、
トップレベル事業所の認定申請、その他ガスの削減量の認定

- ・その他の事業所：

排出量取引に利用する削減量や再生可能エネルギー環境価値※の認定

※グリーンエネルギー証書化されたものについては、改めて検証機関の検証は不要

- 登録済の検証機関

東京都環境局ホームページに一覧を掲載

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/authority_chief/registered_agency.html

- 登録検証機関の評価制度

東京都環境局ホームページに評価結果を掲載

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/authority_chief/hyouka/hyouka

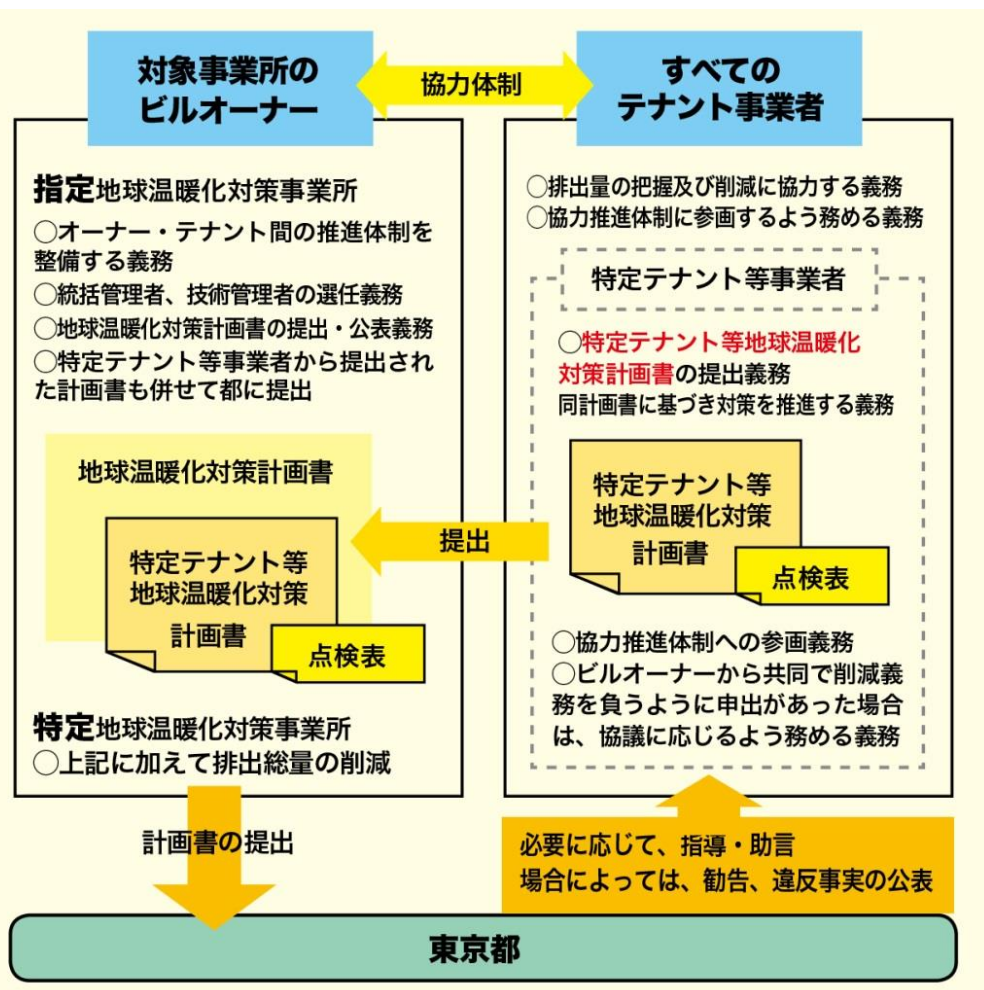
【注意事項】

地球温暖化対策計画書（11月末ㄨ）の提出直前は、検証業務が集中します。
検証機関へのご依頼は、余裕を持って実施いただけるようご協力をお願いします！

2-31. テナントビルへの対応

オーナーとテナントが一体となって省エネ対策に取り組む仕組みを導入

《オーナーとテナント事業者の協力体制の構築》



・全テナントにオーナーの省エネ対策への協力を義務付け

・特定テナント等事業者には、特定テナント計画書の作成、提出を義務付け

※特定テナント等事業者：

対象事業所内のテナントであって、

● 毎年度末時点において、
床面積5,000㎡以上を使用している事業者、

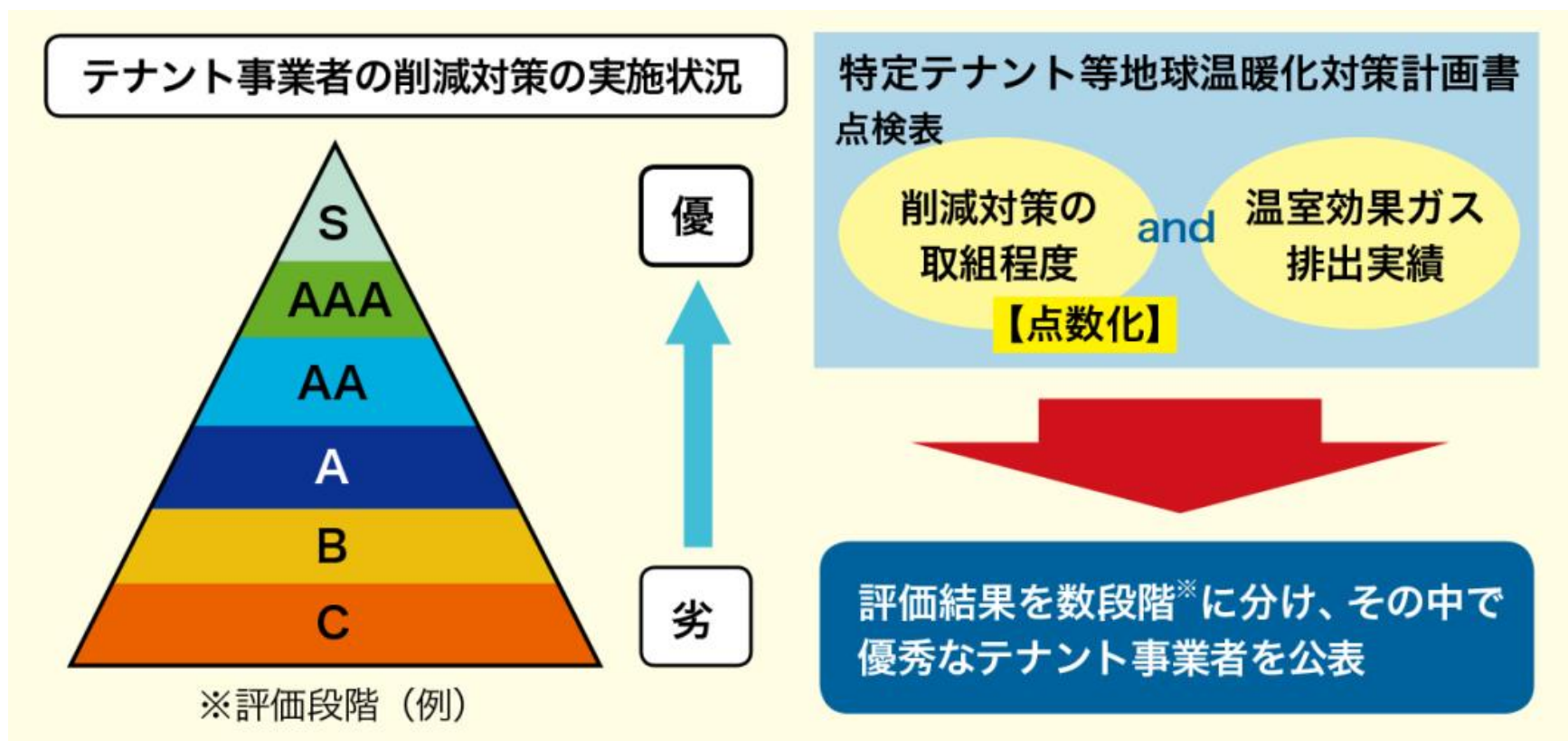
又は

● 床面積にかかわらず、前年度の
年間電気使用量が600万kWh
以上の事業者

2-31. テナントビルへの対応

オーナーとテナントが一体となって省エネ対策に取り組む仕組みを導入
《テナント評価・公表制度の仕組み》

- ・特定テナント等事業者の取組状況を評価、公表することでテナントビルの省エネ対策を促進



3. お知らせ

3-1. 御質問等をお寄せいただく場合の方法	スライド81
3-2. 制度に対する御質問の回答集について	スライド82

3-1. 御質問等をお寄せいただく場合の方法

〔御協力をお願い〕

- 御質問等をお寄せいただく際には、「共通の書式(質問シート)」を御活用いただき、できる限り「メールで御提出」くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(「総量削減義務と排出量取引システム」上のメッセージ交換機能での送信も可能です。)

「共通の書式(質問シート)」のダウンロード

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/question_download.html

- 一般的な御質問等への回答内容は一定のとりまとめのうえ、東京都環境局ホームページ等で、「主な質問への回答(FAQ)」として掲載させていただく場合があります。

【送付先】 東京都環境局 気候変動対策部 総量削減課
「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口

Eメール : ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関する御質問)
torihiki@ml.metro.tokyo.jp (排出量取引に関する御質問)

3-2. 制度に対する御質問の回答集について

都へいただいた主な御質問等への回答は、次のURLにてFAQを掲載しております。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/faq/answers

廃棄物と資源循環

自動車環境

大気環境

騒音・振動・悪臭

化学物質・土壌汚染

水環境の保全

高圧

[環境局トップ](#) > [地球環境・エネルギー](#) > [大規模事業所における対策](#) > [よくある質問・回答集について](#) > よくある質問・回答集

よくある質問・回答集

更新日：2024年4月1日

質問区分一覧

質問区分一覧(※クリックすると、関連項目にジャンプします。)

質問シートによりいただいた質問を中心にこのQ&A集を作成しております。

質問シートは [こちら>>>](#) からダウンロードできます。

1.(1) 対象事業所要件 ↓

(2) 事業所の範囲 ↓

2.排出量算定方法 ↓

3.削減義務対象者 ↓

4.基準排出量 ↓

5.削減義務率 ↓

6.トップレベル事業所 ↓

7.(1) 排出量取引 ↓

(2) 超過削減量 ↓

(3) 都内中小クレジット ↓

(4) 再エネクレジット ↓

(5) 都外クレジット ↓

8.テナントビルへの対応 ↓

9.新築ビル ↓

10.推進体制 ↓

11.検証方法 ↓

大規模事業所における対策

テナント等事業者の
省エネ対策 +

制度概要 +

排出量取引 +

クレジット等の創出 +

トップレベル事業所 +

制度実績の公表 +

提出書類 +

説明会・講習会情報 +

条例・規則・指針・
ガイドライン・要綱
等 +

よくある質問・回答
集について —

▶ よくある質問・回答集

質問送付シートのダウ
ンロード

東京都環境局トップページ

⇒ 分野別のご案内

⇒ 地球環境・エネルギー

⇒ 大規模事業所における対策

⇒ よくある質問・回答集

の順にクリック



ゼロエミッション東京の実現に向けて

TIME TO ACT

—今こそ行動を加速する時—